

## アメリカ合衆国における「新宗教運動」と「信教の自由」

藤田 尚則  
(創価大学)

はじめに

L・トライブ(Laurence Tribe)教授は、アメリカにおける宗教は二〇世紀後半において際立って多元的となっている。植民地時代には数十にのぼる主要な宗教団体が存在するにすぎなかったが、今日承認されている主要教会は二五〇以上にのぼる。しかし、この中には幾百もの小規模の周辺の団体は含まれていないのである。単一宗教であるキリスト教の内部においてさえも、著しい多様性が生じ、中には「神」の概念を不適切又は有害とさえ見做す会員を正式に受け入れているキリスト教団体もいくつか存在するといわれている。かかる宗教的信念の面での多様性は、神学面での発展と軌を一にしているが、アメリカの神学者の中には、勿論、伝統的な一神論に依拠する者も多数存在する。しかし、他の多くの神学者にとって宗教上の思索は、神中心的、超越的な見方から自然秩序における意味の内在の重要性を重視する宗教意識の諸形態へと変化しているのが現状である、と述べている。<sup>(1)</sup>

かかる状況の中で、一九五七年、Washington Ethical Society v. District of Columbia<sup>(2)</sup>で「ロンビア地区巡回区連邦控訴裁判所は、日曜日の集会を持つが、祈祷や儀式はなく、ただ音楽、朗読及び講演のみを行うワシントン倫理協会に、至高の存在若しくは超自然的な力を信じることが宗教的理由に基づく免税資格を得るための必須の

条件とはならないと判示することによって、教会若しくは宗教団体と同様の資格を与えた。同年、Fellowship of Humanity v. County of Alameda<sup>(3)</sup> でカルフォルニア州地方裁判所は、ある団体の活動がそこに至高の存在に対する信仰が無くとも、有神論的な宗教団体の活動に類似するならば、その財産は宗教的礼拝に用いられているとの判決を下した。一九六九年、Founding Church of Scientology v. United States<sup>(4)</sup> でフロリダ地区巡回区連邦控訴裁判所は、空想小説家L・R・ハバート(L.R. Hubbard)が創唱した空想科学と療法に始まり、やがて宗教的性格を持つ運動として発展したサイエントロジー(Scientology)を宗教と見做した。本件において裁判所は、サイエントロジーは、婚姻及び埋葬の法的権限を認可された聖職者を擁し、その基本となる著作には正当なものと認められる宗教のそれに匹敵する人及びその本質の説明がなされていると認定し、普通言われている意味において神(deity)の存在を主張していないという事実は、宗教としての地位を失うものではないと判示している。また、一九七九年、第三巡回区連邦控訴裁判所は、Malnak v. Yogi<sup>(5)</sup> でロニーマン・ポテンシャル運動(Human Potential Movement)の一つでインド人、M・M・ヨギ(M.M. Yogi)が始めた運動で毎日数分間真言(mantra)を唱えて瞑想するだけで幸福な生活が送られるとした超越瞑想(Transcendental Meditation)を公立学校で行うことは、国教禁止条項(the Establishment Clause)に抵触するとの全裁判官一致の判決を下した。

アメリカ合衆国憲法及び各州憲法は、政府が宗教の自由を侵害し、又は宗教を援助することを禁止している。また、宗教団体に対する免税措置もとられている。従って、訴訟が提起された場合、裁判所は、ある団体乃至協会の要求、活動、組織又は目的が宗教的か否かを決定しなければならず、宗教的(religious)と認定するか世俗的(secular)と認定するかによって、その法的効果は全く異なってくるのである。かかる観点から、本稿は、第一に、アメリカの裁判所における宗教の定義づけに論及し、第二に宗教的少数派に対する裁判所の対応を概観する。そして、

第三に、新宗教運動 (a new religious movement) をめぐるいくつかの裁判例を紹介する。

- (1) L. TRIBE, AMERICAN CONSTITUTIONAL LAW §14-6, at 179-80 (2d. 1988).
- (2) 249 F.2d 127 (D.C. Cir. 1957).
- (3) 315 P.2d 394 (1957).
- (4) 409 F.2d 1146 (D.C. Cir. 1969), cert. denied, 396 U.S. 963 (1969).
- (5) 592 F.2d 197 (3d Cir. 1979) (per curiam).

一 「宗教」の定義をめぐって

(1) 初期の判例にみられる宗教の定義

J・マディソン(J. Madison)は、「宗教を「我々が創造主に対して負う義務であり、その義務を履行する方法」<sup>(1)</sup>と呼んだが、この見解が一九世紀末期の合衆国連邦最高裁判所がとった立場であった。一夫多妻を認めるモルモン教徒に選挙の投票権を認めないアイデアホ州法を合憲とした Davis v. Beason<sup>(2)</sup> で法廷意見を述べたフィールド判事(D. Field, J.) は、次のように判示している。「宗教という用語は、人の創造主との関係についての見解、及びこれらの関係が押し付ける創造主の存在とその属性とに対する崇拜義務とその意志への服従義務とにかかわるものである<sup>(3)</sup>」。最高裁のとったこの宗教の有神論の見解は、その後長い間維持された。合衆国への帰化申請者が、戦争が道徳上正当化されない限り合衆国防衛のために兵役に服する意志をあらかじめ表明しないとしたがために、法律上の帰化に

関する資格要件は満たされないと判決を下した *United States v. Macintosh*<sup>(4)</sup> で、フューズス首席判事 (Hughes, C.) は、「宗教の本質は、いかなる人間関係から生じる義務よりも高次の義務を含む神に対する関係での信念である……人は、宗教的自由の本質的、歴史的意義についての正しい認識をもってしても、神の意志に対する至高の忠誠への信念の存在を想定することなくして宗教的自由について語ることはできない」と述べている。その後、公立学校における生徒の合衆国国旗に対する敬礼及び忠誠の誓いが争われた *Nichols v. Mayer, Gabrielli v. Knickerbocker*<sup>(7)</sup> で、前記 Davis 判決での宗教の定義がそのまま繰り返されている。更に、*Berman v. United States*<sup>(8)</sup> で「一九四〇年選抜訓練徴兵法 (Selective Training and Service Act of 1940) の良心的兵役拒否を規定した第五条 (g) 項を審理した第九巡回区連邦控訴裁判所は、一九四六年、「人生の哲学を持ち、それに従って生きている人がある。しかしながら、神の概念のない哲学、道徳及び社会政策は、本法で用いられている意味での宗教とは言い得ない」と判示している。<sup>(9)</sup>

しかしながら、一九四〇年代に入り、かかる宗教的信念を伝統的な神を信することに限定する解釈に、徐々に変化が見出だされる。前記「選抜訓練徴兵法」第五条 (g) 項の解釈を行った第二巡回区連邦控訴裁判所は、一九四三年、*United States v. Kauten*<sup>(10)</sup> で、「宗教の定義を試みることは、不要である。つまり、宗教という用語の内容は、人類史の中に見出だされ、二―三の言葉に要約することはできないのである。宗教的信念は、人を彼の同胞や彼の宇宙 (universe) に関係つける手段としての理性は不適当だという意識から生ずるものであり、その感覚は、最も原始的な社会の人間にも、高度に文明化された社会の人間にも共通のものである。それは、論理の手助けを受け入れるが、論理によって制約されることを拒否する。それは、無条件的に信ずる人に私利を無視すること、そして教義を犯すよりはむしろ苦痛を受け入れることを要求する良心に表現を見出だす信念である……特定の戦争が不得策

又は悲惨であるという理由で有罪判決を受ける場合の理由づけと、いかなる状況の下であろうと全ての戦争に参加することを良心的に拒否するがため有罪判決を受ける場合のそれとは、おのずと差がある。前者ではなくして後者が、本法で兵役を免除される根拠となるが、前者は通例、政治上の兵役拒否である。一方、後者の兵役拒否は、当然に、良心と呼ぼうと神と呼ぼうと、人の内面の師への応答と見做される。それは、現時点で多くの人にとつて常に宗教的衝撃と考えられてきているものと同等のものである<sup>(11)</sup>と判示している。

Kauten 判決の解釈は、ウェスト・バージニア州教育委員会の行った公立学校の職員と生徒に対する国旗への敬礼決定が争われた West Virginia State Board of Education v. Barnette<sup>(12)</sup> で、フランクファーター判事 (Frankfurter, J.) の反対意見の中に引用されている。即ち、「宗教的倫理観を審理する場合、我々は、同等の誠実さをもつて特定の集団によつて心に抱かれてる無数の種類の教義や信条を審理しているのであり、その教義や信条は、集団のために人の宇宙の神秘への関係における必要性を満たすのである。合衆国内には、二五〇以上のきわだつた確立された宗派が存在し、ペンシルヴァニアにはそれらの一二〇が、ウェスト・バージニアには六五ほども存在している。しかし、宗教的倫理観が、市民としての法律への服従の免除を与えるならば、それらは、どんな個人の宗教的信念からも引き出され、たとえ彼がいかなる宗派又は組織化された宗派に所属しないとしてもである。裁判所には、憲法が保護する宗教の要件を満たすものとして、いかなる良心の要求が承認されるべきか、又は拒否されるべきかについて決定する権限はない」<sup>(13)</sup>。

(2) 最近の判例にみられる宗教の定義

宗教概念の拡大化は、一九六一年、公職の就任に際して「神の存在を信じること」の宣明を要求するメリーランド州憲法第三七条の合憲性が争われた「Torcaso v. Watkins」<sup>(14)</sup>で確立されるに至る。ブラック判事(Black J.)は、その法廷意見の中で次のように判示している。即ち、州政府も連邦政府も、憲法上、人に対して信仰又はいかなる宗教への無信仰を強制してはならない。また、憲法上、無信仰の人々の利益に反して全宗教を援助する法律を制定し、若しくはそのような要件を課すことはできない。のみならず、神の存在にその基礎を置く宗教を援助し、これと異なった信仰に基礎を置く宗教を不利な立場に置くことは、あつてはならないことである<sup>(15)</sup>。本国内にある宗教の中で、神の存在を信ずるといふことがどういふことであるかについて一般的な考えを説いていない宗教に、仏教(Buddhism)、道教(Taoism)、倫理協会運動(Ethical Culture)、世俗的ヒューマニズム(Secular Humanism)及びその他のものがある<sup>(16)</sup>。

連邦最高裁が最も詳細にわたつて宗教の定義の考察を行う機会にめぐまれたのは、「一九四八年一般軍事教練徴兵法(Universal Military Training and Service Act of 1948)」第六条(一)項の良心的兵役拒否の解釈をめぐつて争われたUnited States v. Seeger<sup>(17)</sup>である。クラーク判事(Clark J.)は、法廷意見の中で、次のように判示している。

第六条(一)項は、「宗教的修練及び信念とは、いかなる人間関係から生ずる義務よりも高次の義務を含む至高の存在(Supreme Being)との関係における個人の信念を意味する」と規定し、神という名称ではなく「至高の存在」という表現を使用しているが、これは、議会が全ての宗教を受け入れ、そして本質的に政治的、社会学的若しくは哲学的見解を排除するために完全に完全に宗教的修練及び信念の意味を明らかにするがためであった。至高の存在との関係における信念の判断基準は、誠実で且つ有意味な所与の信念が、明らかに兵役免除の資格を有する人の内面にお

いて正統派の信ずる神が満たしているのと等しい位置を有する者の生活の中で占めているか否かである。かかる信仰が、各々それを有する人の生活の中で相等しい地位を占める場合、ある人は至高の存在との関係があり、他の人はそうではないと言い得ない。<sup>(18)</sup> 宗教的修練及び信念という文言には、他のあらゆるものがそれに従属し、若しくは究極的に他の全てがそれに依存している力又は存在、或いは信仰に基づくあらゆる誠実な宗教的信念が含まれる。その判断基準は、以下の言葉で述べられよう。即ち、それは、法律上定義された兵役免除の資格を持つてゐることの明らかな人々の内面において、その信ずる神が満たしているのと等しい位置をその信念を有するものの生活の中で占めているある誠実且つ有意味の信念である。この解釈は、ある者には兵役を免除し、他の者には拒否することによって、相異なる様々な宗教的信念を差別しようとする意図が議会に於つたとされることを避けることになる。またそれは、宗教上の主義に基づく兵役拒否に対して等しい扱いをしようとするに確立された議会の政策と一致している。<sup>(19)</sup>。そしてクラーク判事は、P・ティリヒ(P. Tillich)の「神学組織(Systematic Theory)」J・A・T・ロビンソンの「神に対する誠実(Honest to God)」D・S・マツィー(D.S. Mazzei)の「宗教としての倫理学(Ethics as a Religion)」を引用しながら、現代の宗教に関する絶えず拡張されつつある解釈を受け入れ、ある宗教的信念が伝統的な神を信ずることに限定されないようにとの意図の下に、議会は「神との関係における信念」という表現を、「至高の存在」という規定にしたのである、<sup>(20)</sup>としてゐる。

Seeger 判決と同様、同法第六条(一)項を審理した Welsh v. United States<sup>(21)</sup>で最高裁は、Seeger 判決の解釈を更に拡大する。法廷意見を述べたブラック判事は、次のように判決を下している。

今日及び過去における主要な宗教のほとんどは、至高の存在或いは至高の实在(Supreme Reality)を形象化してきたが、源泉と内容において純粋に倫理的又は道德的ではあるが、それにも拘らず、いかなるときでもいかなる

戦争へも参加することを思い止まらざる良心の義務を個人に課す信仰を、その人が深くそして誠実に保持しているならば、その信念はその個人の生活の中で神によって満たされている地位と同様の地位を占めているのである。その個人の信念は、その人の生活の中で宗教として機能しているのであって、かかる人は、良心的拒否を伝統的な宗教的確信から導き出す人と同様に同条項のもとの宗教的な良心的兵役拒否者として兵役免除の資格を与えられる<sup>(22)</sup>。

しかしながら、最高裁判所は、Walsh 判決の二年後の Wisconsin v. Yoder<sup>(23)</sup> で哲学と宗教を同等に扱うことから後退したかのように考えられる。本件は、アンマン派は自分達の子供が第八学年を卒業した後は学校から退かせる権利を有すると判示した事件である。最高裁は、哲学的及び個人的信念は宗教条項の要請に応じないとする。そして、公立学校から子供を退かせるアンマン派の要求は、現代のモレス (Hoses) への拒否に根ざした宗教的なものであると表明しているが、他方でヘンリー・D・ソーロー (1817-67) は、彼の現代の社会的価値を拒否し、ウォールデン池で一切の交際を絶つたのであるが、もしアンマン派がその要求を主観的価値及び大多数の人によって受け入れられている現代の世俗的価値への拒否の故に主張したならば、アンマン派の要求は宗教的基礎に基づくものではない。ソーローの選択は、宗教的というよりも哲学的、個人的であり、かかる信念は宗教条項の要求に応じないとしている<sup>(24)</sup>。従って、Yoder 判決は、Walsh 判決における道徳的、倫理的原理は修正第一条により保護されるという論理的推論を拒否し、宗教の狭義解釈に立ち戻ったものであると主張される<sup>(25)</sup>。

しかし、当面の問題に関連した信念が、正当と認められた宗教的信念が信奉者の生活において役割を果たすと同様の方法で機能しているか否かに焦点を置く Seeger 判決の機能的定義づけは、Yoder 判決の見解の影響を受けな  
いと思われる。ただし、Yoder 判決は、非伝統的信念が宗教的な物であるか否かを決定する際、信念は伝統的宗教  
的信念と比較されなければならないと言う立場を拒否しているものではなく、ただ道徳的及び倫理的信念は必然的

に修正第一条の目的にとつて宗教的信念に相等しいものであると言う立場を拒否しているのみであるからである。<sup>(26)</sup>  
従つて、信奉者の生活において機能すると同様に機能する一信仰体系は、修正第一条にいう宗教となるのである。<sup>(27)</sup>

前記 *Malnak v. Yogi* で同意意見を述べたアダムス判事 (Adams, J.) は、信仰体系は修正第一条の目的のために宗教として類別されるためには三つの基本となる判断基準を満たさなければならぬとする。即ち、第一に、宗教は、生死の意味、森羅万象の中での人の役割、正邪についての正しい道德律といった根本的、究極的問題に取り組むものでなければならぬ。このことは、裁判所が少なくとも仮定された宗教の内容を審理しなければならぬ——その真実性又は虚偽性を審理するためではなく——ことを意味し、宗教はそれ自体「人間の存在の根本問題」に関係するものである。第二に、信仰体系は、これらの問題に総合的に取り組むものでなければならず、もしそれがかかる問題の一つにのみ答えるものであればそれは宗教ではない。宗教は、根本問題に一連の体系的な回答を提供する総合的信仰体系でなければならぬ。道德的又は愛国的見解は、それ自体では宗教ではないが、もしそれが神の法 (divine law) 又はそれらを真理として示す総合的信仰体系の一部として強調されるならば、宗教的レベルにまで達する。考慮すべき第三の要素は、一般に容認された宗教に類似しているとされる形式的、外面的又は表面的表象の存在であり、これらの中に、形式的儀式、儀式的行事、牧師、建築物及び組織の存在、宣伝運動、祭日の遵守そして伝統的宗教を連想させるその他の類似の徴候が含まれる。しかし、これらの表象なくして宗教は存在するのであり、第三の基準は問題解決にとつて決定的なものとはなり得ない。そして、アダムス判事は、これらの判断基準は有用ではあるが、宗教の決定的テストと考へてはならない。宗教を定義することは、要注意の且つ重要な法的義務であり、各々の信念体系についての柔軟性のある注意深い考察が必要とされる。それにも拘らず、アド・ホックな裁判を回避するために何等かの客観的指針が必要なのである、と主張している。<sup>(28)</sup>

以上概観してきた判例の展開は、修正第一条にいう宗教の定義に関して単一で一般的に受け入れられる方法が存在しないということを示していると考えられる。宗教概念の司法審査は、権利主張が為される信念と修正第一条の下で明らかに宗教と認められるそれとの比較によって為されるべきであるということは明らかである。しかし、この比較すべきものの本質に当たるものが一体何であるべきかということは、定かではない。試みに、以下の三つの比較分析——各々は他から全く区別されるものではないが——が、可能ではなからうか。即ち、まず第一に、修正第一条の下で明らかに認められる宗教的信念がいかに深遠に信奉者によって抱かれているかを審理し、その上で問題となる信念を保持している者の確信が、それと同等に深遠に抱かれているか否かを審理する。第二に、問題となる信念によって果たされる目的及び機能を審理し、それと承認されている宗教的信念が果たそうと意図する目的と機能を比較する。第三に、伝統的信仰の特別の外形上及び組織上の徴表との比較を行う。もともと、修正第一条の法理は、上述のごとく比較分析の決定的方法を提供してはいないのであり、今後更に論議が積み重ねられなければならない問題であると考えるが、その際、念頭に置くべきことは、宗教概念は極力広く解釈されるべきであるということである。さもなければ、修正第一条の成立の背景にある宗教的少数者の保護が、全く無視される結果になるからである。

(1) J. MADISON, A MEMORIAL AND REMONSTRANCE ON THE RELIGIOUS RIGHTS OF MAN IN CONGRESSMEN OF RELIGIOUS FREEDOM IN AMERICA 84 (J. BLEYER, ed. 1964).

(2) 133 U.S. 333 (1890).

(3) *Id.* at 342.

(4) 283 U.S. 605 (1931).

- (5) *Id.* at 633-34.
- (6) 7 N.E.2d 577,580 (1937).
- (7) 82 F.2d 391,393 (1938).
- (8) 156 F.2d 377 (9th Cir.1946).
- (9) *Id.* at 380-81.
- (10) 133 F.2d 703 (2d Cir.1943).
- (11) *Id.* at 708.
- (12) 319 U.S.624 (1943).
- (13) *Id.* at 658-59.
- (14) 367 U.S.488 (1961).
- (15) *Id.* at 495.
- (16) *Id.* at 495 n.11.
- (17) 380 U.S.163 (1965).
- (18) *Id.* at 165-66.
- (19) *Id.* at 176.
- (20) *Id.* at 180-85.
- (21) 398 U.S.333 (1970).
- (22) *Id.* at 340.
- (23) 406 U.S.205 (1972).
- (24) *Id.* at 216.
- (25) Note, *Toward a Constitutional Definition of Religion*, 91 HARV.L.REV.1056,1066 n.63 (1978).
- (26) Note, *Secular Humanism, the Establishment Clause, and Public Education*, 61 N.Y.U.L.REV.1149,1161-62 (1986).

(27) Note, *Secular Humanism in Public School Textbook: Thou Shalt Have No Other God (Except Thyself)*, 63 *NORRE DAME L. REV.* 358, 361 (1988).

(28) 592 F.2d 197, 207-10 (3d Cir. 1979) (per curiam).

## 二 宗教的少数者に対する裁判所の対応

一九四四年、「アイ・アム」ムーブメント（「I AM」 movement）の創始者 W・バラード（W. Ballard）と D・バラードが、虚偽の詐欺的な表現と約束をもって郵便を利用し、資金と会員を勧誘したとして起訴された *United States v. Ballard* <sup>(1)</sup> で法廷意見を述べたダグラス判事は、次のように判決を下している。

「思想の自由は、それは宗教的信念の自由を含むものであるが、自由人の社会の基礎をなすものである。それは、正統派信仰をもつ者にとつては邪説としてとらえられる生命や死や来世に関する理論を保持する権利を認める。異端審問（Heresy trial）は、我々の憲法に馴染むものではない。人は、立証し得ないものを信ずることもあり得るが、その宗教的教義又は信念が審問されるがごときはあつてはならないのである。ある人にとつては生命と同様真実である宗教上の経験は、他の人にとつては理解できないことかもしれない。しかし、それが人間の知識の範囲以外にあるかもしれないという事実は、それが法の前で疑いあるものとされるとされるということの意味するものではない。多くのものは、その教義を新約聖書からとっている。しかし、教義が虚偽の陳述を含んでいるか否かを決定する任務を負う陪審員の前で審理されなければならないことは、ほとんど考えられ得ないであろう。新約聖書にある奇跡、キリストの神性、死後の生命、祈祷の力は、多くの宗教的確信の深部にあるものである。陪審員が、悪意

をもつてこれらの教義を虚偽であると認定したが為に人が刑務所に入れられるならば、信教の自由からはほとんどものを取り除かれてしまう結果になる。憲法制定者は、宗教セクトの多種多様な極端とされる見解、セクト間の甚だしい見解の相違、そして全ての人が同意するであろう一つの宗教的教義の欠如に気づいていなかったわけではない。彼らは、相反する諸見解を最も広く寛大に取り扱うことを目論んだ憲章を作成した。人の神に対する関係は、国家の関知するところではない。人は、自分の好きなように礼拝する権利及びその宗教的見解の真实性について何人の質問に対しても答えなくてよい権利を認められている。被告人の宗教的見解は、ばかげたものであるとは言えないにしても、多くの人々にとっては信じられないものと思われるであろう。しかし、このような教義がその真偽を判定するよう任務づけられる陪審員の審理に付せられるとすれば、いかなる教派の宗教的信念にも同様のことが行われることになる。事実審裁判官が、上記の仕事を引き受けたならば、彼らは禁じられた領域に立ち入ることになる。修正第一条は、優先的取り扱いをする為に一つの集団又は一つの宗教を選抜するものではない<sup>(2)</sup>。

ダグラス判事は、一つの信条が宗教であるか否かの範疇づけには、その教義の見解に依存することはできないとしたのである。United States v. Kauten<sup>(3)</sup>でハンド判事が判示しているように、宗教は論理の手助けを受け入れるが、論理によって制約されることは拒否する<sup>(4)</sup>。そして、宗教は、正統派の不合理性にも拘束されるのではなく、宗教的なものとしての一つの信条の特徴づけは、信奉者以外のだれ人の権限にも属さないと云える。

少数派の宗教活動に関して、エホバの証人 (Jehovah's Witnesses) に戸別訪問し、改宗の勧誘を行い、パンフレットや宗教書を配布する権利を認めた Cantwell v. Connecticut<sup>(5)</sup>で、法廷意見を述べたロバーツ判事は、次のように判決を下している。

「当法廷は、本件において身体に対する危害の脅威、攻撃的態度、意図的非礼、人身攻撃があると認定すること

はできない。これに反して、話を聞く人に書物を購入してもらい、原告が真の宗教と考えている団体の利益となるよう金品を寄付するよう説得する努力のみが認定される。宗教的信念及び政治的信条の領域においては、鋭い意見の相違が生じる。この二つの領域においては、一人の主義は、彼の隣人にとっては最も不快な誤った考えと映るであろう。弁護士が、自らの見解を他人に理解してもらおうと、時として誇張的表现や教会や国家において重要な地位を占める人達の中傷に訴えるものであることは、周知の事実である。しかし、この国の国民は、その歴史に照らして行き過ぎた行為や濫用があるにも拘らず、これらの自由は民主主義社会の国民にとって本質的なものであると定めたのである<sup>(6)</sup>。

従って、本判決の法理からして、宗教団体が会員を誘引し、入会させ、そして教義を教え込む言論活動は、必然的に保護されなければならない。そして、国家が回心させることが「洗脳 (brainwashing)」であるか否かを決定することを許されたとするならば、国家が宗教経験の妥当性や宗教の根本的価値に異議を唱えることになる。かかる国家による決定は、修正第一条に定められた「宗教の自由な活動」、「国教禁止」及び「言論の自由」を侵害すると言わざるを得ないであろう<sup>(7)</sup>。

(1) 322 U.S.78 (1944).

(2) *Idat* 86-87.

(3) 133 F.2d 703 (2d Cir.1943).

(4) *Idat* 708.

(5) 310 U.S.296 (1940).

(6) *Idat* 310尚、See *Lowell v. City of Griffin*, 303 U.S.444 (1938); *Schneider v. New Jersey*, 308 U.S.147(1939); *West Virginia Sta-*

te Board of Education v. Barnette, 319 U.S.624 (1943).

(7) See *LaMoult, Deprogramming Members of Religious Sects*, 46 *FORDHAM L. REV.* 599, 614 (1978).

### 三 新宗教運動をめぐる裁判例

#### (1) 免税をめぐる事例

(a) *Matter of Holy Spirit Association for Unification of World Christianity v. Tax Commission of City of New York*<sup>(1)</sup>

一九七六年三月、世界キリスト教統一神霊協会は、ニューヨーク州不動産税法第四二一条に基づいて、一九七五年にニューヨーク市内に取得した三箇所の土地所有権に対する不動産税免除の申請をニューヨーク市租税委員会に申請した。右不動産税法第四二一条は、もっぱら (exclusively) 宗教、慈善、病院、教育、道徳或いは精神的活動の目的のために組織され、活動する法人又は協会によって所有される不動産は、免税されると規定している。聴聞後、租税委員会は、一九七七年九月二一日、四対三で申請を拒否した。即ち、多数意見は、統一協会は、ある点で宗教的な協会であることを示唆するが、政治的動機がその目的に縫い込まれているがため、右申請を拒否せざるを得ないと判断した。

そこで協会は、委員会決定が無効であるとして訴訟を提起した。ニューヨーク県高位裁判所 (Supreme Court, New York County) は、上訴部 (Appellate Division) に訴訟手続きを移送した。上訴部は、租税委員会が免税

を否認するに際して恣意的且つ気紛れに行動したか否かは訴訟記録から判断することはできないとして、特別審理人(Special Referee)によって事件を聴聞するよう差し戻した。一九七九年一月一五日から二月七日に亘つて特別審理人は、統一協会の性格、その目的及び活動、三箇所の不動産の使用に関して広範囲にわたる証拠(Evidentiary)を審理した。一九八〇年八月二五日、特別審理人は、教会の主目的は宗教的ではあるが、免税の否認を正当化するほどに政治的動機と絡み合っていると決定した委員会は恣意的又は気紛れに行動したのではなかったと認定する報告書を提出した。一九八一年五月五日、上訴部は、特別審理人の報告書及び租税委員会の決定を容認した。そこで、ニューヨーク州最高裁判所(Court of Appeals)に上訴された。<sup>(2)</sup>

当法廷は、統一協会がいかなる真の宗教的目的を有しているのか、その教理及び教義のいずれが宗教となるのかを決定するよう要求されていない。本件において、少なくとも協会の多くの信条及び活動の重要な部分は宗教であり、統一運動(Unification movement)は少なくともある程度宗教であることが承認されている。

当法廷が直面する争点は、協会が——その信条及び活動の多くは宗教的であるが——ニューヨーク州不動産税法第四二一条の規定の意図からして「もっぱら」宗教的目的の為に組織化され、活動されているかにある。このことは、協会の目的が主として宗教的ではないという結論を正当化するほどに多くの非宗教的活動に携わっているか否かが中心課題となる。より本質的には、争点は、「政治的」及び「経済的」と認定されて来た諸活動が当該法律の目的からして宗教的というよりも世俗的であるとされるか否かにある。<sup>(3)</sup>

本件のように宗教団体の特定の目的及び活動が宗教的なそれ以外のものであると主張された場合、世俗機関は、二つの調査、即ち、第一に宗教組織が係争目的及び活動は宗教的であると主張しているか、そして第二にその主張は真正(bona fide)であるかのみに従事し得るのである。裁判所、州の行政機関及びその下位機関は、宗教的信念の

正当性を審理できないと同様に、宣言された宗教的信念の内容の裏の眞の理由を調べることはできないのである。<sup>(4)</sup>  
 当法廷に提出された訴訟記録からして、協会が次のことを詳細に立証していたことに疑いの余地はない。即ち、協会は、租税委員会及び上訴部が政治的であり経済的であると認定した協会の信仰及び活動が当該の宗教教義及びプログラムにとって本質的であることを主張しているのである。特別審理人は、以下の点に亘って報告している。  
 (一)、上訴人の神学上の教義が上訴人をして宗教活動の方向へと結び付けている。(二)、上訴人は、宗教から成る精神世界同様、科学及び経済から成る物質界は「神意(God's Providence)」に従って発展してきており、宗教及び経済は、政治を通して社会生活に関連していると信じている。(三)、共和制形体は、悪魔の主義(Satanic principle)であり、今日の政治形体の下での立法、司法、行政の三権はメシアの第二の再臨の条件として単一の統制権の支配下に置かれなければならないというのが、上訴人の宗教上の教義である。四、文鮮明の信奉者が繼めた「Divine Principle」という本に従えば、悪魔の力は征服され、韓国は宗教と科学が統一される政治的環境の下に統一されなければならない。というのも、この世が救世主の第二の再臨のため準備する必要があるからである。五、上訴人は、憲法上命じられている教会と国家の分離に反対していると考えられる。「政治的」活動の例証として右報告書は、「個々の活動は、「Divine Principle」の中で示された政治的動機の表現と一致しており、総合計画の一部である」と述べている。

上訴部は、審理人が次のことを報告していると述べている。即ち、上訴人の主目的は宗教的ではあるが、文鮮明の書物に表現されているように、上訴人の神学が政治活動の過程に上訴人を結び付けている。当法廷は、政治的、経済的信条及び活動として特徴づけられてきたところのものは、協会の意図に於いて協会の宗教的教義及びプログラムの構成部分であることが十分に立証されていると結論するものである。

協会が、誠実性と、協会及びその構成員の政治的信条及び諸活動がその宗教的信念の核心を成すという主張の真正を立証してきたことに重大な疑問は生じない。租税委員会、特別審理人及び上訴部の誤りは、それぞれが協会の教義や神学体系を審理し、周辺の政治的、経済的側面とされるものを因数分解する権利を主張したところにある。何が宗教的であるかを教義や活動によって明らかにするのは、裁判所或いは行政機関ではなく、宗教団体それ自体である。裁判所は、かかる団体が不誠実 (insincere) 又は偽り (sham) のものと認定されない限り、右団体の活動の特徴づけを容認するよう義務づけられる。かかる原則を適用した場合、当法廷は、訴訟記録上、上訴人たる協会は宗教的であり、租税委員会の決定は恣意的且つ気まぐれ (capricious) であると結論するものである。<sup>(5)</sup>

(9) Missouri Church of Scientology v. State Tax Commission <sup>(6)</sup>

セントルイス市は、ミズリー州サイエントロジー教会所有の有体財産 (tangible personal property) について一九七四年分を租税名簿に追加登録した。サイエントロジー教会は、税査定平準委員会 (Board of Equalization) 及び州租税委員会 (State Tax Commission) へ継続的に訴えたが、救済を得られなかったので、同教会は、ミズリー州憲法第一〇条第六節及び同規定に基づいて制定された州法 (§ 137.100(5)), RSO Mo 1969) 基づいて、右教会所有の財産は「もっぱら宗教上の礼拝」に使用されていると主張し、従価税 (ad valorem taxation) の免除を求めて訴訟を提起した。

右州憲法の規定によれば、「もっぱら宗教上の礼拝に使用されている動産、不動産は、一般法によって租税を免除される」とされている。セントルイス市巡回裁判所が救済を否認したため、州最高裁判所に上訴が為された。<sup>(7)</sup>

州最高裁は、次のように判示し、原判決を容認している。即ち、行政委員会の決定に関する司法審査の範囲は、

一般に(行政)命令が「全訴訟記録に基づく十分且つ実質的な証拠」によって支持されるか否かに制限される。しかしながら、本件は、事実を照らして(行政)委員会による行政裁量を含む事件ではなく、委員会による法律の事実への適用のケースである。

租税委員会は、教会所有の備品が記録保存や会員への郵便物発送といった目的を含む組織の振興に使用されたと正当に認定した。上訴人の宗教の本質に関して、右委員会は、上訴人は組織化された宗教(organized religion)としての装飾や装具を備えているが、むしろそれは、ある宗教的意味合いを持つ一つの応用されたものと考え方(an applied philosophy)であり、至高の存在(Supreme Being)への礼拝に向けられるというまでに及んでいないと認定した。同委員会は、財産所有者にとってその財産がもつばら礼拝目的に使用されていると認定されるためには、至高の存在への礼拝に捧げられることが必要であるとしている。更に右委員会は、一つの応用された宗教的なもの考え方(an applied religious philosophy)は、免税目的にとって宗教的礼拝に向けられる組織化された宗教と同一ではない、と結論している。次に、右委員会は、上訴人所有の動産は、それ故に、もつばら宗教的或いは慈善的目的のために使用されていると立証されてはならず、それ故に、従価税を控除され得ないと判断したのである。右委員会は、「もつばら宗教的礼拝に使用されている」という制定法上及び憲法上の用語は、「一つの宗教的意味合いを持つ応用されたもの考え方」以上のものを必要条件とすると決定し、法律及び憲法は、至高の存在への信仰及び帰依を要求していると認定したのである。

宗教的礼拝という用語は、一般に受け入れられている意味において、必要最小限度、森羅万象の至高の存在への信仰をその内容としている。一般に、宗教上の礼拝は、至上者にはらわれる祈禱、崇敬、忠誠及び愛慕によって示され、祈禱やその他至上者の意思によって宗教的導きを追及することを内容とする。<sup>(9)</sup>

上訴人は、一九五七年、カルフォルニア州控訴審が判決を下した *Fellowship of Humanity v. County of Alameda* (315 P.2d 394(1957)) を証拠として引用している。右事件は、カルフォルニア州法に基づき組織された非営利法人、*Fellowship of Humanity* がオークランドに所有する不動産についての免税を、右財産はカルフォルニア州憲法第一三条第一一／二節にいう「唯一且つもつばら宗教上の礼拝」に使用されていることを理由に申し立てた事件である。宗教という用語を定義するにあたって、同裁判所は、右概念に神又は至高の存在への信仰を含ませることは妥当ではないと判示している。同裁判所は、至高の存在への信仰又は無信仰ということは誤った要因を取り入れるものであると述べ、免税法における「宗教」又は「宗教的」という用語の適切な解釈は、問題となる信仰が有神論的か無神論的かへのいかなる論及をも伴うべきではないと判示している。そして、宗教には、(一)、必ずしも超自然的力について言及していない信仰、(二)、公然と信仰を表明する集団で生活する団体を含むカルト (Cult)、(三)、信仰に対する忠誠から必然的に生ずる道徳的実践体系、四、信仰の教義を違法することに向けられたカルト内の組織、が数えられるとしている (Id. at 406)。

かかる曖昧な概念の下では、有神論的基礎づけをもたない道徳原理を信奉する組織までもが免税の地位を選択し得ることは容易に理解されるところである。当法廷は、かかる意味をミズリー州税法に規定されている「宗教的礼拝」という表現に帰属させることには賛成できない。むしろ、当法廷は、憲法第一〇条第六節及び右規定に基づいて制定された州法は、最小限の要求として「至高の存在」への信仰を表現していると結論するものである。<sup>(10)</sup>

(2) 国教禁止条項をめぐる事例

(11)  
Malnak v. Yogi

本件は、ニュージャージー州の五つの公立高等学校で選択科目として週四〜五日、世界計画執行委員会 (World Plan Executive Council) が専門的に訓練した教師によって「創造的知性の科学—超越瞑想 (Science of Creative Intelligence-Transcendental Meditation, SCI/TM) が一九七五〜七六学年度に教えられたことが国教禁止条項に反しないかが争われた事件である。世界計画執行委員会の目的は、全米にSCI/TMの教えを普及するにある。使用される教科書は、SCIの創始者、インド人M・M・ヨギ (Maharishi Mahesh Yogi) によって詳しく説かれたものであり、「純粹な創造的知性」は生命の基礎であり、TMのプロセスを通して生徒は自らの生命の潜在能力を知覚し得ると説いている。

TMの実践の本質は、真言であり、個々の瞑想者は他の人には決して啓示されない自分特有の真言を呈しており、自らの真言を獲得しようとする場合、瞑想者は、*pūja* と呼ばれる儀式に参加しなければならない。SCI/TMコースに参加する全生徒は、コースの一部として、*pūja* に出席するように要請されている。*pūja* は、教師によって個々の生徒に個人的に執り行なわれ、日曜日に校外で挙行されている。生徒は、果物、花、白いハンカチを持参するように要請され、*pūja* の間、生徒はテーブルの前に立つか座るかをし、その間教師は題目を唱え、神聖視される“Guru Dev”に奉納してゐる。

連邦地方裁判所は、SCI/TMコースは修正第一条の下で宗教活動に当たるとし、SCI/TMを公立学校で教えることは国教禁止条項に違反すると判示した。そこで、世界計画執行委員会が、上訴した。<sup>(12)</sup>

第三巡回区連邦控訴裁判所は、原判決を否認し、SCI/TMは宗教に該当するとし、レモン・テストを準用し、国教禁止条項違反であると判示した。<sup>(13)</sup>

同意意見の中でアダムス判事は、S C I / T Mを次のように述べ、宗教であると認定している。即ち、T Mは、それ自体、「究極的」意味を伴わない、主として気晴らし又は精神集中の技法であると抗弁され得るが、本件学習課程はT Mのみの課程ではなく、S C Iの課程が入っている。S C Iは、訴訟記録として提出された教科書によれば、全ての成長と向上の基礎にあり、実際、「万物の基礎」である。T Mは、「精神の安心立命」を成就するよう、生命力を身に付ける手段であるとされている。S C Iは、かかる安心立命を提供する。蓋し、それは、「限界なき幸福の場」であり、いたるところで作用し、季節の変化、チョウの羽といった多様な場で認識することができる。かかる広い範囲に亘る根本的生命力が「究極的関心 (ultimate concern)」であるということは、決して問題視され得ない。それは、生命及び天地それ自体の基礎として力を発揮するのである。

S C Iは、天地と人間の本質、宇宙を支える力、限界なき幸福への道に關しての答えを提供している。それは、幾つかの宗教と同様、包摂的ではない——例えば、それは、完全又は絶対的道德律を包摂していない——が、それにも拘らず、何等かの特別の世界観或いは基礎となる信仰体系とは關連のない孤立した理論の示唆を回避するに十分包摂的である。S C I / T Mは、完全なる自己実現の方法と宇宙の基礎をなす実在との一致の方法を提供している。従って、それは、究極的「真理」についての主張を提示しているものと理解され得る。

かかる結論は、S C I / T Mの公式儀式及び体系によって支持される。組織化された聖職者或いは結婚、埋葬等の伝統的儀式が存在するのにかつては訴訟記録上、証拠は存在しないが、訓練された教師や信仰普及の為の組織が存在している。また、真言の伝達と關連する "pūja" という儀式が存在する。S C I / S Mは、有神論の宗教ではないが、それにも拘らず、憲法上保障された宗教である。それは、それ自体、他宗教と同様、究極的真理の追及にかかわるものである。<sup>(13)</sup>

(3) 監獄規則をめぐる事例

Africa v. The Commonwealth of Pennsylvania<sup>(14)</sup>

法廷意見を述べた第三巡回区連邦控訴裁判所判事アダムスは、絶対平和、自然への回帰及び飲食物を生鮮食料品に限る必要性を信じている「ムーブ (MOVE)」と名付けられた在監者組織を「根本的、究極的問題」、「総合性」及び「体系的特質」の三つの判断基準を満たさないとして修正第一条に該当しないと判示している。<sup>(15)</sup>

同判事は、困難な問題に直面したことを認めた上で、たとえ第一の基準は満たされたとしても、その審理は覆されないとする。蓋し、同判事は、Wisconsin v. Yoder (406 U.S.205) で連邦最高裁判所がたとえ根本問題に解答を与える信念であったとしても、それが哲学的信念に対抗して宗教的なそれでない限り、憲法上保護されていないからであると判示している。<sup>(16)</sup> 即ち、「ムーブ」の信念は、アンマン派によって抱かれる深遠な宗教的確信というよりも、多数人によって受け入れられる現代の世俗的価値に対するソーローの拒否に類似しているとするのである。

(4) 「洗脳」、「強制説得」をめぐる事例

Molko v. Holy Spirit Ass'n. For Unification<sup>(17)</sup>

弁護士を目指していたデビッド・モルコ (David Molko) 当時二八歳は、カルフォルニア州で一九七九年一月統一協会に入会し、同年四月には協会へ六千ドルの寄付金を行うまでの活動家になっていたが、同年七月、弁護士

資格取得試験最終日、二人組に強制的に誘拐され、信仰を捨てるよう説得され、協会との繋がりはその時点で終了した。

学生トレーシー・リール (Tracy Leal) 当時一九歳は、一九七九年六月統一協会に入会し、同年九月からロサンゼルスで募金活動に従事していたが、一〇月、市内の通りで両親に雇われた人物に誘拐され信仰棄捨を説得され、協会との繋がりはその時点で終了した。尚、二人とも、物理的に拘束された事実も、集団を立ち去ろうとした事実も存在しない。

一九八〇年七月、二人は、人を欺く巧みな方法を用いて統一協会へ入会するよう勧誘されたのであると主張し、詐欺、情緒的苦痛を故意に加えられたとして不法監禁 (false imprisonment) を理由に本件損害賠償請求の訴えを提起した。<sup>(18)</sup>

カルフォルニア州控訴裁判所は、一九八六年、原告主張の「精神操作」の証拠は憲法に抵触するものではないと判示し、原告敗訴の判決を下している。

(i) 詐欺と偽り——心理学者マーガレット・シンガー (Margaret Singer) は、次のように証言している。統一協会の募集者達は、新会員から自らの自由意思と判断を喪失するところまで取り巻くという「社会的影響力ある組織的操作 (systematic manipulation of the social influence)」、「いわゆる「洗脳」に携わっている。シンガーは、詐欺的行為が本件原告の両者の募集にあり、二人の心理的監禁は統一協会によって利用される組織的なもの典型であり、同協会の甚だしく洗練された教化テクニクの結果として二人は自己の意思と判断を働かせることができなくなり、詐欺的に募集されたという事実に対応できなくなったと証言している。また、精神科医サミュエル・ベンソン (Samuel Benson) は、統一協会やその他のカルトが利用する方法は毛沢東の下で中国共産党が採用し

た方法に実質的に類似しており、モルコとリールは協会を立ち去る判断能力を喪失していたのであって、募集者が採った方法の結果として情緒的苦痛を加えられていたと証言している。<sup>(19)</sup>

原告らは、協会員に騙されて入会したと主張している。宣誓証言の際の原告らの証言を参考にして予審法廷は、入会に際して原告らは個人的に感得していた心配や不安が解消したので集団に加入することに同意したのであり、また原告らが「当該集団は統一協会の一部分であると知った時に立ち去ろうと思えば立ち去ることができたのにそうしなかったし、そうしようとしなかったという事実から原告らが正式の入会とは関係のない理由で当該集団に入会した」という証言は採用されるが、「原告を止まらせる原因となったのは彼らが入会していることを知らなかったためではないことが原告らの行動によって理解できる」と裁定している。

原告側専門家の科学的予見は、統一協会の教義と協会員を支配している靈性 (spiritual nature) という宗教的側面を無視するものであって、この点で専門家提出証拠は原告ら自信の宣誓証言を無視し、本件訴訟における原告らの立場と一致しない。原告らは、統一協会の宗教的信念の誠実性を認めているのみならず、他の協会員と同様に心から信仰を受け入れたことを認めている。更には、原告らは実際上入会の際の協会員によって為された不正確な説明に宗教的特色があったことを認めている。予審法廷は、専門家の上記意見を採用し得たであろうが、かかる結論に到達する為には統一協会の宗教的教義の真性及び道理を問題とし、審理せずには不可能であったのであって、かかる審理は、憲法が禁止するところのものである。

原告らが、暴力的脅迫又はその他の不法行為により協会に加入し、止まるよう勧誘されたという証拠は存在せず、また主張もされてはいない。従って、当法廷には、精神衛生の専門家によって国家が司法的手続を通して介入し、責任を課すことができるほどの公共の安全、平和或いは秩序にたいする実質的脅威が示されていない。かかる状

況下に於いて責任を課すことができ得るものとすれば、全ての離反した信者は宗教団体によって「洗脳」されたと主張する訴訟を提起することが可能となり、また裁判所は、元信者のうちだれが真の信仰に基づいて行動し、まただれが「精神操作」を受けたかの決定に関わりを持つことになる。このことは、修正第一条に相反する結果に繋がると言わざるを得ない。<sup>(20)</sup>

(ii) 故意の情緒的苦痛——原告らは、被告の偽りの説示と精神操作によって情緒的苦痛を被ったと主張し、かかる主張を主としてベンソンの証言に依存している。証拠及び予審法廷の認定から明らかなように、原告らは統一協会に入会し、その際各々が経験して得ていた自己の欲求を満足させるべく会員に止まったのであって、協会に入会することを強制され或いは脱会を妨げられたという十分な証拠は存在しない。逆に、原告らは非協会員と自由に連絡を取り続け、協会との関係を断ち切り、その教義を拒否することができたのであって、原告らを募集し教化するのに用いられた手法は、実質的に他の組織が使用しているそれと変わりなく、非道なる行為の強制的要素だといふほどに不当なものでも社会的寛容の域を超えるものでもない。更に、原告らが訴えている脅威は、神の応報 (divine retribution) のそれであつて、かかる脅威は勿論統一協会に独特のものではないが、修正第一条によって保障され、情緒的苦痛を故意に加えられたという主張の根拠にすることはできない (見よ、Fowler v. Rhode Island, 345 U.S. 67 (1953); Van Sahak v. Church of Scientology of Cal., Inc., 535 F. Supp. 1125 (1982)).) もしかかゝる種類の脅威を理由に訴訟提起が可能であるとすれば、元信者による宗教団体に対する訴訟は際限のない、そして手のつけようがないほどに広がるであろう。しかし、かかる結果は、修正第一条の認めるところではない。<sup>(21)</sup>

(iii) 不法監禁——原告らは、サンフランシスコ内の様々な場所に不法に監禁されたとし、かかる不法監禁は原告ら及び家族への危害の脅威、睡眠の剥奪及び精神操作によって果たされたと主張する。

しかし、予審法廷は、原告らは決して物理的に拘束又は監禁されたことはないと認めており、通例理解されるような不法監禁はなかったと認定している。事実、モルコは、監禁されていたと主張する時期、弁護士資格取得コースに通っていたのである。唯一原告らが依拠する証拠は、精神操作に関する前記二人の専門家の宣誓証言であるが、既述したように、本件に於いてこれを採用し得ないと結論しなければならない。<sup>(22)</sup>

しかし、カルフォルニア州最高裁判所は、一九八八年、本件上訴に対して「詐欺と偽り」、「故意の情緒的苦痛」はあったとして、一部容認、一部破棄の判決を下している。<sup>(23)</sup>

(i) はじめに、控訴審判決は、シンガーとベンソンの宣誓証言の採用は、憲法修正第一条に規定する宗教の自由な活動条項の下で禁止された審査の問題を生ぜしめると判示しているが、第一に、当法定は、正確なパスベクタイプで憲法論議をしなければならない。控訴審は、モルコとリールの主張は、シンガーとベンソンの証言に全面的に依拠しているとしている。従って、控訴審は、その論議を証言の容認が修正第一条に抵触するか否かの点から組み立てている。当法廷は、連邦及び州憲法の下で同一の争点に辿り着くが、当法廷は証言の点からではなく、洗脳理論それ自体の点から組み立てるのである。シンガーとベンソンの証言は、原告ら主張の洗脳理論に科学的根拠を提供しているけれども、当法廷は、基本的主張は原告ら自身の宣誓証言の中で詳細に述べられていると認定するものである。故に、仮に証言は排除されるべきであるとしても、その排除は、正式な事実審理を経ないでなされる判決 (summary judgment) の目的の為に洗脳の主張に影響を与えるものではない。<sup>(24)</sup>

(ii) 次に、州最高裁は、宗教の自由な活動条項をめぐる「厳格審査規準」、つまり「やむにやまれぬ州の利益テスト」を展開し、本件に右テストを適用し、以下のように判示している。即ち、統一協会の詐欺は、表面上は世俗的であるけれども、それは明らかに「宗教的信念に根差したものである」。このことは、かかる協会の虚偽の陳述

が政府の規制から免除されることを意味するものではなく、それは、かかる規制が憲法上の厳格審査に耐えなければならぬことを意味する。本件訴訟は、疑うことを知らない部外者を——教会の——高度に組織化された環境に引き入れるため、虚偽に陳述を為し、或いは、教会との同一性を隠すという教会の活動に関するものであり、かかる活動は、それ自体「信念」ではなく、社会保護のために規制に服す活動である。

詐欺的な新会員募集活動に対する不法行為責任は、宗教団体に対して実質的負担を課すものではない。詐欺による責任に服せしめることは、いかなる方法或いは程度においても協会の会員が彼らの宗教的共同体を営み、自ら望むよう礼拝し、書物を販売し、配布し、通りで改宗させ、資金を勧誘し、或いは文鮮明のメッセージを人々に伝達することを妨げ、禁止するものではない。<sup>(25)</sup>

(iii) 次に、かかる不法行為責任を課すことやむにやまれぬ州の利益が存在するか否かが判断されなければならない。当法廷は、協会の詐欺的行為が提供する「公共の安全、平和或いは秩序」への実質的脅威があると認定することに何等の困難性も持ち合わせない。強制説得を体験する幾人かの個人は、無傷であろうが、多くの人は、著しく且つ時として取り消すことのできない肉体的、心理的混乱を発見する。それは、場合によっては、精神分裂症、自己損傷及び自殺行為にも結び付くのである。州は、その市民がかかる潜在的に危険なプロセスに欺かれて気づかないうちに陥ってしまうことから保護することやむにやまれぬ利益を明らかに有している。

故に、人を欺く改宗活動に対する不法行為責任は、統一協会の宗教の自由な活動にぎりぎりの負担を課すものであるけれども、かかる負担は、同意していない個人を強制説得の場に詐欺的に誘導することによって生ずる公共の安全、平和及び秩序に対する実質的脅威から個人及び家族を保護することに有するやむにやまれぬ州の利益によって正当化されると結論づけるものである。<sup>(26)</sup>

本判決に従えば、宗教団体の会員が改宗させる意図を持って人に近づき、真の意図を伝えなかつた場合、いかなる場合にも裁判所が宗教団体の責任を認定するということになる。かかる判断基準に従えば、教会は、十代の会員が改宗させる意図をもって友人を日曜日の奉仕活動に誘つても責任が認定され得る可能性がでてくると言わざるを得ない。また、州最高裁判決の究極的效果は、あらゆる宗教による改宗活動の規制にあるということになる。かかる州による改宗規制は、新旧含めて全宗教団体に影響を与える憲法上許されない干渉となる。

更には、判決は、共に祈祷し、神学を学び、瞑想し、歌を歌い、或いは講義を聞くといった宗教活動に通常伴う活動をも「強制説得」になるとしていると考えられるが、これでは、権利侵害とはならない改宗活動までが不法行為責任をおわされることになりかねない。

更に、合衆国地方裁判所で最近争われた二つの事件において、マーガレット・シンガーの説く洗脳理論は採用されて<sup>(27)</sup>いない。

第一の事件は、United States v. Fishman<sup>(27)</sup>である。郵便を使用しての詐欺で起訴されたサイエントロジー教会の会員が、シンガーと社会学者リチャード・オフセ (Richard Ofsete) の説く洗脳理論に基づき、当該行為の際にサイエントロジーによって行われた洗脳による無能力状態にあつたとし、心神喪失を主張した。しかし、一九九〇年三月、連邦地裁は、「宗教的カルトによって行われる強制説得に関するシンガー及びオフセの理論は、合衆国の裁判所において証拠として有効と認められるまでに十分確立されたものとはいえない」と判示している。

第二の事件は、Kropinski v. World Plan Execution Council-U.S.<sup>(28)</sup>である。本件は、超越瞑想の前活動家が、自分は洗脳されたため参加したのだとして超越瞑想を訴えた事件である。事実審裁判所は、シンガーの洗脳及び強制説得理論の証言を採用したが、連邦控訴裁判所は、一九八八年八月、本件を更に証拠の審理を尽くすよう差し戻

し判決を下したが、その際、「原告は、シンガー博士の理論、即ち、身体に対する脅威又は強制が存在しない場合、洗脳の技術が有用であるという理論が科学の世界にあつてかなりの数に上る支持者がおり、一般的に容認されているといふいかなる証拠をも提示していない」と判断している。<sup>(23)</sup>

- (1) 435 N.E.2d 662 (1982).
- (2) *Id.*at 662-64.
- (3) *Id.*at 664.
- (4) *Id.*at 665.
- (5) *Id.*at 667.
- (6) 560 S.W.2d 837 (1977), *dismissed* 439 U.S.803 (1978).
- (7) *Id.*at 837-38.
- (8) *Id.*at 838-39.
- (9) *Id.*at 840.
- (10) *Id.*at 842-43.
- (11) 592 F.2d 197 (1979).
- (12) *Id.*at 199-200.
- (13) *Id.*at 213-14.
- (14) 662 F.2d 1025 (3d Cir.1981), *cert. denied*, 456 U.S.908(1982).
- (15) *Id.*at 1032-36.
- (16) *Id.*at 1034-35.
- (17) 224 Cal.Rptr.817 (1986).
- (18) *Id.*at 821-23.

- (19) *Id* at 825-26.
- (20) *Id* at 826-30.
- (21) *Id* at 830-32.
- (22) *Id* at 832.
- (23) *Molko v. Holy Spirit Ass'n*, 762 P.2d 46 (Cal.1988).
- (24) *Id* at 55-56.
- (25) *Id* at 56-60.
- (26) *Id* at 60-61.
- (27) *Memorandum Opinion, case No. CR-88-0616-DLJ, Northern District of California.*
- (28) 853 F.2d 948 (D.C.Cr.,1988).
- (29) *Id* at 957.

おわりに

アメリカの宗教的多元主義は、植民地時代からのアメリカ社会の最も顕著な特徴の一つであり、宗教の自由な活動を保障し、国教の樹立を禁止する合衆国憲法修正第一条は、アメリカの宗教的多様性にとって重要な役割を演じてきた。そして、この宗教的多様性が、任意の宗教的信条の保持を保障し、合衆国が自由で世俗的な国家であるという概念形成に役立ったのである。

また、アメリカにおける宗教的多元主義は、自由と平等に根差したものであって、「寛容」に根差したものでない。修正第一条は、新旧を問わずあらゆる宗教宗派を政府による攻撃、侵害及び差別から保護しているのであ

て、自由社会においては新宗教は法の下で考察され、その諸権利は保護されなければならない。法の下での平等は、人種、性別、出生及び社会的経済的地位に適用される時、その他の市民的自由及び権利と同様、宗教的自由にとつても重要なものとなる。<sup>(一)</sup>

従つて、ある団体に宗教の自由を否定すれば、かえつて全ての人の宗教の自由にとつての脅威となり、ある宗教の信奉者からその宗教的権利を剥奪することは、全ての宗教の信奉者のそれを危険に晒すことになる。故に、宗教は、その教義が社会的に受け入れられず、或いは非伝統的であるという理由に基づいてのみ修正第一条の保障を否定されることがあつてはならないのである。

(一) Wood, *New Religions and the First Amendment*, 24 J. CHURCH & STATE 455, 456 (1982).

## アメリカにおける信教の自由に関する判例法の展開

——最近の最高裁判決とこれに対する議会の立法的対応を中心として——

花見 常幸  
(創価大学)

### 一 はじめに

現在わが国でも、宗教上の理由から剣道の授業に参加しなかったことが原因で原級留置ないし退学処分を受けた高専の生徒が、処分の取り消しを求めた神戸高専事件<sup>(1)</sup>などを契機として、信教の自由の保障範囲の問題やこれと政教分離原則との関係、その際の違憲審査基準の問題についての議論が盛んになってきている。この報告では、アメリカにおける信教の自由に関する判例法の展開について、第一に、一九六三年の *Sherbert* 判決において信教の自由条項の解釈準則として導入された必要不可欠の利益テストがどのように使われてきたかという点、第二にこのテストを否定したといわれる九〇年の *Smith* 判決が示した解釈準則、そして第三に、第一の点との関連で、連邦議会の立法的対応を含めた、*Smith* 判決の評価の問題という三つの点を中心に検討することにした。

二 初期の判決

1 初期の判決の考え方—信念 (belief) と行為 (action) の二分論の強調

一九六三年の *Sherbert* 判決まで、合衆国最高裁判所は表現の自由条項による保護とは別に、信教の自由条項によって宗教的行為の自由を保護することはなかった。たとえば、国旗敬礼に関する事件についても、最高裁は宗教上の理由に基づく、したがって信教の自由条項を根拠として国旗への敬礼の強制は違憲であると主張された事件 (*Gris* 判決)<sup>(2)</sup> ではこれを認めず、三年後の同様の事件では、信教の自由の問題というよりむしろ、宗教的信念の表明に関わる表現の自由の問題として、違憲判断を下している (*Barnette* 判決)<sup>(3)</sup>。

この段階では、信念 (belief) と行為 (action) の二分論—すなわち、信教の自由条項は、内心における宗教的信念の規制についてはこれを絶対に許さないが、それが外部に現われた宗教的行為の規制についてはその限りではないという考え方が最高裁の判事たちを支配していた時期ということもできる。

2 Reynolds 判決

こうした信念と行為の二分論の考え方をこの分野で最初にはつきりと示したのが、一八七八年の *Reynolds v. United State* <sup>(4)</sup> である。宗教上の理由に基づいて一夫多妻制をとるモルモン教徒が、重婚を禁止する連邦法違反に問われた事件である本件において、ウエイト首席判事は次のように述べて、信教の自由条項違反の主張を退けた。すなわち、「議会は単なる意見についてのすべての立法権限を奪われたのであるが、社会的義務に違反したり、善良な秩序を破壊するような行為を自由に規制することは認められていた」<sup>(5)</sup>。「重婚禁止規定に問われた一夫多妻制

を「認めることは、表明された宗教的信念を国法に優越するものとするものであり、結果としてすべての市民に法を自分自身に都合のよいものとするを許すことになろう。そうした環境の下では、政府は名前だけの存在になりかねない」と。<sup>(6)</sup>

### 3 Braunfeld 判決 — 「間接的な負担 (indirect burden)」の概念

また、ペンシルバニア州日曜休業法が土曜日を宗教上の休日とする正統派ユダヤ教徒によって、彼らの信教の自由を侵害するゆえに違憲であると主張された Braunfeld v. Brown<sup>(7)</sup> 事件でも、ウォーレン首席判事の相対多数意見は、Reynolds 判決を引用して、信教の自由条項に基づき主張を退けている。

ウォーレンは、次のようにいう。「当該制定法は、上告人の宗教実践を違法なものとしているのではない。同法は、単に世俗的な活動を規制するものすぎず、上告人らに適用される場合、それは彼らの宗教的实践をより費用のかかるものにするに過ぎない。(中略) 宗教の実践に間接的な負担を課すに過ぎない、すなわち宗教の実践自体を違法とするのではない法律を違憲無効とすることは、議会の活動範囲に根本的な制約を加えることになる」<sup>(8)</sup>。「もし、州がその権限内の事項につき、その目的と効果が州の世俗目的「すべての労働者に統一的な休日を実現するという目的」を促進することにある一般的な法を制定して行動を規制したとしても、州がそうした負担を課さない手段によっては当該目的を達成できない場合には、問題の制定法はたとえ宗教教義の実践に間接的な負担を生じたとしても有効である」と。

この判決は、信念と行為の二分論に基礎を置くものであるとともに、一般法に抵触するすべての宗教的活動が合憲的に規制されるのではなく、規制できる活動に一定の限定をつけていることが注目される。すなわち、州が世

俗目的を促進する一般的な法を制定して宗教の實踐に間接的な負担を生じたとしても、そうした負担を課さない方法によっては当該目的を達成できない場合には、問題の制定法は有効であるという「間接的な負担」という概念を示していたのである。<sup>(10)</sup>

### 三 Sherbert判決からSmith判決以前まで

#### 1 Sherbert判決および失業保険に関する一連の諸判決

##### (1) 「必要不可欠の利益テスト」の導入

さらに、この「間接的な負担」の考え方を一歩進めて、一般的な規制法が宗教の實踐に実質的な負担を及ぼす場合には、その規制法を違憲とすることを認める信教の自由に関する独立の司法審査基準を生み出したのが、失業保険に関する事件である *Sherbert v. Verner* <sup>(11)</sup> である。

本件は、信仰上の理由により土曜日に働かないことから解雇され、サウス・カロライナ州失業保険法に基づいて失業保険の請求をしたところ、同州雇用保障委員会によって受給資格がないとされたセブンスデー・アドヴァンティストに関する事件であり、この判決が導入した判例準則こそ、「必要不可欠の利益テスト (compelling interest test)」である。法廷意見は、*Braunfeld* 判決で反対意見の立場にあったブレナン判事が担当し、彼はまず次のように述べる。

サウス・カロライナ州最高裁の判決が維持されるためには、「上告人に失業保険の受給者としての資格を認めないことが彼女の宗教の自由な実践に関する憲法上の権利を何ら侵害しないものであるか、あるいは彼女の宗教の自

由な実践に対するなんらかの付随的な負担が、州の憲法上の規制権限内の事項に関する州の必要不可欠な規制利益 (compelling state interest) によつて正当化されるかのいずれかでなければならぬ<sup>(12)</sup>と。すなわち、同判事は、第一に失業保険給付を受ける資格がないとされることが上告人の宗教の自由な実践になんらかの負担を課すかどうか、第二に州の必要不可欠な規制利益が上告人の修正一条上の権利の實質的な侵害を正当化するかどうかの二つの問題が検討されねばならないとする。

第一の問題について、ブレナンは、「州雇用保障委員会の決定は、上告人に彼女の宗教上の教義にしたがつて失業保険を放棄するか、仕事を受け入れるために宗教上の教義の一つを捨てるかの選択を迫るものである。こうした選択を政府が迫ることは、上告人の土曜礼拝に罰金を科すことと同様の種類の負担を加えることとなる<sup>(13)</sup>」とする。第二の問題について、被上告人は宗教上の理由を装つた詐欺的な申し立ての危険を主張するが、同判事は、そうした濫用を修正一条上の権利を侵害することなく防止する他の規制手段がないことを、被上告人の側で立証する義務があるとす。次に、*Branford* 判決との相違点として、同判決の場合にはすべての労働者に統一的な休日を設定するという強い政府利益を実現する唯一の方法が、日曜休業法であつたことを指摘する。その上で、本件の場合には、宗教上の理由から失業保険の受給資格を認めないという、上告人の信教の自由の實質的な侵害を正当とするような理由は存在しないとしている<sup>(14)</sup>。

結論として上告人の主張を認めたこの判決は、信教の自由条項に関する違憲審査基準として、①一般的な法規制が信教の自由の實質的な負担を課す場合には、政府の必要不可欠の規制利益がその負担を正当化するか、そして②信教の自由を侵害することなく、その規制目的を達成する他の手段がないか、を検討する必要不可欠の利益テストを導入することにより、信教の自由のみに基づく違憲の主張をはじめ認める判決となつたのである。

## (2) 失業保険に関する一連の諸判決

その後も、この失業保険に関する事件の領域では、九〇年の *Smith* 判決の前まで、この *Sherbert* 判決の必要不可欠の利益テストが維持され、現在まで三つの最高裁判決があるが、いずれの事件でも違憲の主張をした個人の側が勝訴している。

まず、① *Thomas v. Review Board, Indiana Employment Security Div.* (一九八一年)<sup>(15)</sup> は、戦車の砲塔を組み立てる部門に配置転換されたために、兵器の生産に携わることを禁止する宗教的信念に基づいて、兵器工場を退職したエホバの証人派の信徒に失業保険の給付を認めなかったインディアナ州の委員会の決定を *Sherbert* 判決に基づいて違憲無効とした。

また、② 八七年の *Hobbie v. Unemployment Appeals Com'n of Florida*.<sup>(16)</sup> でも、*Sherbert* 事件の場合と同様と同じ状況にあった(すなわち、上告人の宗教的信念が雇用期間中に変化し、新たに仕事と信仰との矛盾が生じたケース)フロリダ州のセブンスデー・アドヴァンティストに失業保険の受給資格を認めた。

さらに、③ 八九年の *Franz v. Illinois Dept. of Employment Security*.<sup>(17)</sup> は、特定の教派や教会には所属していないが「キリスト教徒として『主の日』に働くことはできなかった」として解雇され、失業保険の給付を請求した上告人の、信教の自由条項に基づく主張を認めた。全員一致の法廷意見を代表してホワイト判事は、上告人の信念が誠実なものであり、かつ性質上宗教的なものであることは疑いがないことから、彼が特定の教派 (sect)<sup>(18)</sup> に属していないということは重要でないとした。<sup>(19)</sup>

この失業保険事件の領域では、信教の自由の主張をする者が、自分の生存に不可欠な職業ないし失業保険を取るか、宗教的信念を選ぶかの二者択一を迫られることから、最高裁もこの領域では信教の自由の主張を認めてきてい

るものと思われる。

## 2 Yoder 判決

信教の自由条項の解釈準則として *Sherbert* 判決が示した必要不可欠の利益テストが、失業保険の領域以外で適用され、信教の自由を主張する側が勝訴した唯一の例が、一九七二年の *Wisconsin v. Yoder* <sup>(20)</sup> である。この事件では、アーミッシュ派の信徒である被上告人らが、その宗教的信念に基づき、八学年を終えた子をさらに継続して就学させなかつたため、一六歳までの就学義務を定めたウイスコンシン州義務教育法違反の有罪判決を受け、五ドルの罰金刑を科された。同州最高裁は、その有罪判決が信教の自由条項に違反するとして、これを覆した。

多数意見を書いたバーガー首席判事は、州の「普通教育上の利益は重大な」ものであるが、「それが修正一条の信教の自由条項によって特別に保護される基本的権利や利益、子の宗教教育に関する親の伝統的な権利を侵害する場合」には、両者の比較衡量がなされなければならないとし、さらに「最高度の利益であり、それ以外の方法では実現できない利益のみが、宗教の自由な実践に関する正当な主張に優越することができる」と述べて、必要不可欠の利益テストを採用することを明らかにする。<sup>(21)</sup> その上で、「アーミッシュ派の伝統的な生活の仕方は、単なる個人の好みの問題ではなく、組織された集団によって共有された宗教的確信の一つであり」、また就学の継続は「親および子としてのアーミッシュ派の基本的な宗教教義と実践に矛盾する」ことを指摘し、<sup>(22)</sup> 八学年を越える一年ないし二年の義務教育は、アーミッシュ派の共同体の中でその時期に「理想的な」職業教育がなされていることから、<sup>(23)</sup> 本件の場合は必要ないと結論して、州最高裁の判決を支持した。

3 必要不可欠の利益テストが適用されたものの規制が合憲とされた事件

次に、Shebert 判決が示した必要不可欠の利益テストを適用、もしくはそれに言及しながらも、信教の自由の主張を認めなかった判決例を見ることが出来る。これらは、(1)兵役免除に関する事件 (2)課税関係の事件 (3)国家の内部的事項に関する事件に大別することができる。<sup>(24)</sup>

(1) 兵役免除に関する事件

兵役免除に関する事件である①Gillette v. United State (一九七一年)<sup>(25)</sup>では、宗教上の理由に基づく徴兵免除を認めている選抜徴兵法の六条丁項が問題となった。同項は宗教上の理由にもとづいて「あらゆる形態の戦争に参加することに反対する」者に兵役を免除するが、すべての戦争ではなく、本人たちが「不正な」戦争と考える特定の戦争(具体的にはベトナム戦争)に反対する者に徴兵免除を認めないのは、信教の自由条項に違反するとの上告人の主張について、マーシャル判事による法廷意見は、Shebert判決を引用しながらも、上告人が感じている付随的な負担は、軍事目的のために必要な人的資源を確保するという実質的な政府利益によって完全に正当化されるとして、その主張を退けた。<sup>(26)</sup>

(2) 課税関係の事件

まず、一九八二年の②United States v. Lee<sup>(27)</sup>は、ある農業と建築業を営むアーミッシュ派の信徒が、教義上、同朋の老人や貧困者を扶養しないことは罪深いことであると信じるという理由から、従業員のための社会保障税の支払いを拒んだ事件である。パーガー首席判事による多数意見は、必要不可欠の利益テストに言及し、社会保障制

度への強制的な参加は彼らの宗教実践を侵害することを認めた上で、それはこの制度の財政的基盤にとって不可欠なものであり、<sup>(28)</sup> 包括的な社会保障制度と多様な宗教的信念に基づく無数の免除要求とを調和させることは困難であらうとして、<sup>(29)</sup> 信教の自由に基づく主張を認めなかった。

翌年の<sup>(30)</sup> Bob Jones University v. United State では、バーガー首席判事による法廷意見が、建学の理念でもある宗教的信念に基づいて人種差別を行っていた大学の課税免除の地位の回復を求める主張を、<sup>(31)</sup> 判決を引用して認めなかった。本件では、教育における人種差別を根絶するという政府利益が必要不可欠の利益とされ、この政府利益を達成するために利用できる他の「より制限的でない手段 (less restrictive means)」もないとされた。

八九年の<sup>(32)</sup> Hernandez v. Commissioner of Internal Revenue でも、サイエントロジー教会において行われる聴講と修練の費用収入について、連邦所得税からの控除を求めた教会の主張を、必要不可欠の利益テストを適用して退けている。ここで、マーシャル判事による法廷意見は、控除を認めないことが同教会の信教の自由を実質的な負担を課すことになるかどうか疑問であるとしながら、<sup>(33)</sup> Lee 判決を引用して、たとえそれが実質的な負担であったとしても、それは多様な宗教的信念に基づく無数の免除要求に脅かされない、健全な租税制度を維持するという広汎な公的利益によって、正当化されると判示した。

さらに、九〇年の<sup>(34)</sup> Jimmy Swaggart Ministries v. Board of Equalization of California では、宗教上の物品の販売に課される州の売上税および使用税について、課税免除を求めた宗教団体の主張が争点となった。オコナー判事による全員一致の法廷意見は、Hernandez 判決を引用し、宗教団体を含め広く一般に課される租税を支払うことは、上告人の宗教実践に憲法上重大な何らの負担も生ずるものではないとして、これを退けた。<sup>(35)</sup>

(3) 国家の内部的事項に関する事件

まず、⑥Bowen v. Roy (一九八六年)<sup>(36)</sup>では、連邦の社会保障プログラムの受給者となるための要件である、社会保障番号の使用を二歳の娘について拒否したアメリカン・インディアン<sup>(37)</sup>の信教の自由の主張が、認められなかった。両親の宗教上の信念によれば、同番号を使用することは「娘から魂の力を奪う」ことになるという。パーガー首席判事による相対多数意見は、信教の自由は政府による一定の形式の強制から個人を保護するものであるが、同番号を使うという政府の内部的手続きに関する行為を政府に命令する権利を個人に与えるものではないことを示した<sup>(37)</sup>上で、政府からの社会保障給付を確保することと宗教的信念を貫くこととの選択を間接的かつ付随的に強い政府規制は、宗教的に動機づけられた活動を処罰したり、宗教的理由から反対すべき行為を強制する政府の行為や立法とは全く異なり、宗教実践に間接的な負担を課しているに過ぎず、この場合には必要不可欠の利益による厳格な審査ではなく、規制が正当な政府利益の達成にとって合理的か否かの審査によるべきであるとした<sup>(38)</sup>。

また、八八年の⑦Lyng v. Northwest Indian Cemetery Protective Association<sup>(39)</sup>では、伝統的にインディアンの多くの部族によって宗教的儀式のための神聖な場所として使われてきた国有林地帯において、木材の伐採と道路建設を認める連邦森林局の計画は、その信教の自由を侵害するとするインディアン組織等の主張が、認められなかった。オコナー判事による多数意見は、まず「公有地における道路建設や木材の伐採は、社会保障番号の「政府による」使用と意味のある形では、区別することはできない<sup>(40)</sup>」として、Roy判決との類似性を強調する。その上で、信教の自由に対する間接的な強制についても、最高裁の先例が修正一条に基づいた必要不可欠の利益による厳格な審査を行ってきたことを認めながらも、「このことは、ある宗教の実践をより困難にするかもしれないが、個人に対してその宗教的信念に反する行為を強制する傾向を全く持たない政府計画の付随的な効果」が、必ず厳格

な審査を要求することを意味するものではない、「憲法上、決定的な言葉は「禁止する」なのである」<sup>(41)</sup>として、厳格な審査の要求を退けた。

4 必要不可欠の利益テストが適用されなかった事件

この分類に入る最高裁の判決は二件あるが、いずれも権利が大きく制約される環境での事件である。

八六年の *Goldman v. Weinberger*<sup>(42)</sup> は、屋内での帽子等の着用を禁止した空軍の制服に関する規則に反して、ヤーマルカ (Yarmulke) を着用したために、戒告処分を受けた正統派ユダヤ教徒が、信教の自由侵害を理由として、損害賠償と同規則の差止命令を求めた事件の上告審判決である。レーンキスト判事による多数意見は、Sherbert 判決の必要不可欠の利益テストによる審査を要求した上告人の主張を退け、軍隊内部と一般の市民社会との相違を強調した上で、「軍事的な必要が、宗教的に動機づけられた行為に対する特定の制約を正当なものとするかどうかを評価するに際して、裁判所は特定の軍事的利益の相対的な重要性に関する軍事当局の専門的判断に大きな敬意を払わなければならない」として、同規則の合憲性を認めた。<sup>(43)</sup>

また、八七年の *O'Lone v. Estate of Shabazz*<sup>(45)</sup> は、刑務所内での作業に関するニュー・ジャージー州の規則が宗教儀式に参加することを妨げるゆえに、信教の自由条項に違反するというイスラム教徒である囚人達の主張を認めなかった。レーンキスト首席判事による多数意見は、刑務所内において憲法上の基本権侵害が問題になる場合には、「合理性」の基準が適用されるとした上で、同規則は刑務所の秩序と安全という正当な政府利益に合理的な関連性を持っているとし、また刑務所の管理者に、信教の自由に便宜を図るための代替手段がないことを立証させることは誤りであるとした。<sup>(47)</sup>

## 5 小結

以上、述べてきたことをここで簡単に要約し、若干の検討を加えるとすれば、次の四点を指摘することができる。

第一に、信教の自由条項の解釈について、合衆国最高裁は当初、同条項に表現の自由条項から独立した意義を認めない態度をとり、また信念と行為の二分論を強調する考え方に立っていたが、一九六三年の *Sheldon* 判決を契機として、憲法上信教の自由に与えられるべき高い地位に基づき、最高裁は一般に適用される文面上中立的な世俗法が、宗教実践に与える負担に注目した必要不可欠の利益テストという新たな審査基準を導入した。

第二に、信教の自由に関する合衆国最高裁の *Smith* 判決以前の判決群は、三つのグループに分けることができるといふことである。すなわち、第一のグループには、失業保険の受給資格に関する一連の判決と *Yoder* 判決が分類され、そこでは最高裁は、必要不可欠の利益テストを適用して信教の自由条項に基づく主張を認めてきている。しかし、その他の多くの領域、すなわち3で見た第二のグループ、兵役免除、課税関係そして国家自身の内部的事項に関する事件では、このテストを適用あるいはそれに言及しながらも、結果として規制を合憲としてきているし、4で見た第三のグループでは、軍隊や刑務所といった権利が大きく制限される環境での事件であることから、このテストを使わずより緩やかな審査基準によって、信教の自由に基づく違憲の主張を退けてきている。ただ、その違憲主張が認めらるかどうかは別として、このテスト自体は *Smith* 判決直前の九〇年の *Jimmy Swaggart Ministries* 判決まで、第一と第二グループの領域では、継続して使われてきたことが注目されなければならない。

第三に、しかし実際に信教の自由に基づく主張が認められたかどうかという観点で考えると、民主的な政治過程の中で、その政治的意思や宗教的見解を法制度に反映することの困難な宗教的少数者に対してこそ、信教の自由条

項による権利保障が求められるにもかかわらず、こうした宗教的少数者の権利主張が認められたのは例外的に、第一のグループの事件だけである。とくに第二グループの Roy 判決と Lyng 判決については、必要不可欠の利益テストの適用の仕方とその結論に、反対意見が説くように大きな疑問を感じるが、両判決ともアメリカン・インディアンに関する事件であり、そこに窺われるのは、こうした宗教的少数者に対する現在の最高裁の冷淡な態度であるということができると思われる。

第四に、信教の自由の領域における判例準則としての必要不可欠の利益テストに注目するとすれば、このテスト発動の要件に関わる政府規制が信教の自由に与える「負担」という要素と、政府規制の「必要不可欠性」の要素が重要であり、特にこの領域では「負担」の要素がテストの運用に重大な役割を果たすと考えられる。例えば、例外的に信教の自由の主張が認められてきた失業保険に関する事件では、職業ないし失業保険を取るか宗教的信念を選ぶかの二者択一が迫られ、そこでは宗教実践に対する非常に「大きな負担」が認められるのである。にもかかわらず、最高裁は、これまでこの要素自体を明確に定義せず、ある場合には「実質的な負担」といい、また別のところでは「付随的な負担」といって、その存在を容易に認め過ぎてきたのではないかと考えられる(例えば、Gillette 判決など)。このことは、同テストの適用に当たって、平等保護や表現の自由の領域ではまず認められることのない「必要不可欠の政府利益」の存在が、かなり容易に肯定されてきた、あるいは肯定されざるを得なかった(第二グループの①②判決を参照)という問題ともつながっている。さらにこの問題は、本来、最も厳格な司法審査基準であるはずのこのテストの厳格さを著しく損ない、それを他の中間的な審査基準と実際の機能面においてほとんど異ならないものとしてきた一因でもある<sup>(48)</sup>。

この点で注目されるのが、Roy 判決と Lyng 判決である。両判決の論理と結論に大きな批判があることは今述べ

た通りであり、いずれの判決も争点となっている政府規制が宗教実践に及ぼす「負担」について、明確に定義をし  
ているわけではないが、「間接的かつ付随的な」負担では同テストの発動の要件として十分ではないとして、これ  
を厳格に解すべき方向を示している点が注目されるのである。

#### 四 Smith 判決とその評価

##### 1 Employment Div., Dept. of Human Resources, of Oregon v. Smith<sup>(49)</sup>

##### (1) 事件の概要

本件に登場する被上告人らもアメリカン・インディアンである。オレゴン州法は、ペイオウティ (peyote) を含  
む「統制物質」を故意に所持することを、それが医療関係者によつて処方されたものでない限り、刑事罰をもつて  
禁じている。被上告人兩名は、彼らが所属するネイティブ・アメリカン・チャーチの儀式における聖餐の目的でペ  
イオウティを吸つたことを理由として、民間の薬物中毒リハビリテーション団体から解雇された。被上告人らは、  
上告人である州の人的資源局雇用部に失業保険の申請をするが、彼らは職務に関連した「非行」により解雇された  
として、失業保険の受給資格がないものと決定された。オレゴン州最高裁は、失業保険の給付を認めないことは被  
上告人らの宗教の自由な実践の権利を侵害するとして、雇用部の決定を無効とした。<sup>(50)</sup>

##### (2) スカリア判事による法廷意見

スカリア判事が原判決を破棄する法廷意見(これにレーンキスト首席判事、ホワイト、ステイーヴンス、ケネディ

の各判事が同調)を代表し、オコナー判事が同意意見(その第一部と二部についてのみ、ブレナン、マーシャル、ブラックマンの各判事が同調し、これら三判事は判決主文には同意せず)を、ブラックマン判事が反対意見(これにブレナン、マーシャル両判事が同調)をそれぞれ書いている。つまり、スカリアの書いた法廷意見について言えば、五対四の判決といふことができる。

(a) 宗教的行為の禁止に向けられた規制と付随的にそれを禁止する規制との区別論

スカリアによる法廷意見は、最初に信教の自由条項が意味するものの検討から始める。それは「何よりもまず、いかなる宗教的教義であれ、各人が望む宗教的教義を信仰し、告白する権利を意味する」ものであるが、それは宗教的行為の自由をも含むものであるとする。しかし、法廷意見は憲法が保障する宗教的行為の自由を限定的にとらえており、州が宗教的な目的のためにだけなされる行為、たとえば礼拝用の像の鑄造や崇拜の対象物に拝礼することなどの行為を禁止すれば、それは信教の自由条項違反であるとする。そして同条項の解釈として、宗教の自由な実践を禁止することが、ある規制行為の目的ではなく、それが一般に適用されその他の点では有効な規制の付随的な効果にすぎない場合には、信教の自由条項違反とはいえないという。<sup>(51)</sup>すなわち、法廷意見の論理に従えば、中立的で一般に適用される法は宗教実践を規制する形で適用されるのであり、しかもそうした規制からの免除を認めないことについて、政府は何の理由を示す必要もないことになるのである。<sup>(52)</sup>

(b) 他の憲法上の保障規定との混成的な事件について

ただ、法廷意見は、*Yoder* 判決等を引用しながら、従来の判例の中には、信教の自由条項が他の憲法上の保障規定、たとえば言論の自由や出版の自由、子の教育を決定する親の権利と結びついたとき(hybrid situation—混成的状態)に、宗教的に動機づけられた活動に対して、中立的で一般的な法を適用することを違憲としたものがあ

ることを認める。しかし、本件の場合にはこうした信教の自由条項が他の憲法上の保障規定と結びついているわけではないので、被上告人の主張は認められないとする。<sup>(53)</sup>

(c) Sherbert テストについて

次に法廷意見は、本件に Sherbert 判決の示した必要不可欠の利益テスト（スカリアはこれを Sherbert テストと呼ぶ）が適用されるか否かの問題について、検討を進める。彼は、このテストの下において、宗教の実践に実質的な負担を課す政府の活動は、必要不可欠の政府利益によって正当化されなければならないが、最高裁は、かつて一度も失業保険の拒否事件を除き、このテストに基づいて政府の活動を違憲無効としたことはないという。確かに、最高裁がときおりそれ以外の領域における信教の自由侵害に関する事件に、このテストを適用した上で合憲判断を下してきていることを認めた上で、法廷意見はこうした違憲主張について、同テストを適用することはできないと判断することがより適切な考え方であると結論する。<sup>(54)</sup>

その理由としてスカリアは、もし必要不可欠の利益テストが採用されるとすれば、宗教的に動機づけられたと考えられるすべての個人の行為に適用されねばならず、このテストが文字通り適用されれば多くの法律が無効とされ、社会の中における宗教的信念の多様化が進むにつれて、無政府状態を招く危険が増大するからであると述べる。<sup>(55)</sup>

(d) 民主的な政治過程における信教の自由の価値の実現について

最後に、法廷意見は民主的な政治過程において、信教の自由の価値を増進することの重要性について述べ、宗教との協調のあり方を政治過程に委ねることは、恐らく広く行われていない宗教を相対的に不利な地位に置くことになろうが、そうした民主政治の避けることのできない結果は、すべての宗教的良心が法となったり、裁判官がすべての法の社会的重要性をすべての宗教的信念の中心性と比較衡量する制度よりも優先されねばならないという。<sup>(56)</sup>

以上の理由から、ベイオウティの宗教的使用により解雇された被上告人に失業保険の受給資格を認めないことは、信教の自由条項に適合しており、原判決は破棄されるとする。

(3) オコーナー判事の同意意見

オコーナーは、判決の本文には同意するが、法廷意見に賛成することはできないという。なぜなら、スカリアの法廷意見は、十分定着した修正一条の解釈論から著しく逸脱するものであり、本件の解決には不必要であり、かつ個人の信教の自由に対するわが国の基本的な重視の態度と矛盾するからであるとする。<sup>(57)</sup>

(a) 宗教的行為の禁止に向けられた規制と付随的にそれを禁止する規制との区別論

オコーナーは、まず法廷意見が示した信教の自由条項の限定的な解釈、すなわち、「宗教の自由な実践を禁止することが、一般的に適用され他の点では合法的な規定の付随的な効果にすぎない場合には、修正一条」[すなわち信教の自由条項]「違反ではない」という解釈—宗教的行為の禁止に向けられた規制と付随的に宗教的行為を禁止する規制との区別論—is、修正一条の恣意的な解釈であり、最高裁がこの条項に関して形成してきた判例法を無視するものであると厳しく批判する。これは、禁止規定が一般的に適用されるものである限り、政府が宗教的信念によって動機づけられた行為を何の正当化もせずに禁止することを許す解釈であり、オコーナーによれば、修正一条はこうした区別をしておらず、むしろ信教の自由に関する最高裁の先例のすべては、宗教の実践に重大な負担を課す効果を持つ、一般に適用される法に関するものであったとする。<sup>(58)</sup>

(b) 他の憲法上の保障規定との混成的な事件について

法廷意見は、Yoder 判決等が信教の自由条項だけでなく他の憲法上の保障規定にも根拠を持つ「混成的な」事

件であるとして、信教の自由のみを根拠として、宗教的に動機づけられた活動に対して、中立的で一般的な法を適用することを違憲とした先例は、失業保険関係の事件を除いてないという。しかし、同判決が明らかに信教の自由条項に依拠した判決であること、そして最高裁がこの判決を同条項の解釈論の中心的なものと考えてきたことの二つを否定することはできないと指摘する<sup>(59)</sup>。

(c) 必要不可欠の利益テストについて

オコーナーは、最高裁は今日まで一貫してこの信教の自由の領域で、必要不可欠の利益テストによる審査をしてきており、法廷意見がいうように最近の判決において、このテストの適用をやめたということはないと反論する。法廷意見が挙げる Roy と Lyng の両判決は、政府に対してその内部的事項を特定の市民の宗教的信念に適合する方法で行うことを求めた事件であり、明らかに Sherbert 判決とは区別され、また Goldman と O'Lone の両判決も、最高裁が伝統的に必要不可欠の利益の立証を要求してこなかった、狭く限定された状況において生じた事件であるとする<sup>(60)</sup>。

(d) 必要不可欠の利益テストが一般法に適用された場合の弊害について

法廷意見はこのテストが付随的に宗教的行為を禁止する一般法に適用されると、無政府状態ないし「憲法上変則的な」事態が生ずるとするが、オコーナーは、従来裁判所は宗教的自由と、競合する政府利益との間の良識的な均衡をとる形でこのテストを適用してきていたのではないかと<sup>(61)</sup>いう。

(e) 少数派の宗教が不利な立場に置かれるのは、民主制の不可避の結果であるという主張について

オコーナーは、修正一条はその宗教実践が多数派とは異なり、敵意をもって見られることも多い人々の権利を守るために、まさに制定されたのであり、必要不可欠の利益テストは、多元的な社会にあって宗教的な自由を最大限

保持しようとする修正一条の要請を反映していると述べている。<sup>(62)</sup>

結論として、オコナー自身は、本件にも必要不可欠の利益テストを適用し、オレゴン州の刑事的禁止規定の統一的適用は、薬物の使用によって生じる身体的被害を防止するという州の必要不可欠の利益を成就するために欠くべからざるものであるとして、結論については法廷意見に同意する。<sup>(63)</sup>

(4) ブラックマン判事の反対意見

ブラックマンは、まず必要不可欠の利益テストを信教の自由条項を解釈する際の最高裁が確立した侵すことのできない原則だと考えてきたとし、オコナーの意見のうち、法廷意見に同意する結論部分を除いた信教の自由条項の解釈論に賛成であるとする。彼女の結論に反対する理由として次のように述べる。

(a) 本件で被告人の信教の自由の主張と比較衡量されるべきものは、「ドラッグとの戦争」という州の広い利益ではなく、ペイオウティの宗教的使用を例外としても認めないという州の限定された利益なのであり、実際には、州はペイオウティの宗教的使用に薬物法を適用する具体的利益をならん立証していない。<sup>(64)</sup>

(b) また、州はペイオウティの宗教的使用に例外を認めると薬物法の統一的な執行に支障が生じ、宗教を理由とした例外を求める他の請求が洪水のように出される恐れがあるとするが、合衆国の約半分の州と連邦政府は、長い年月にわたって、ペイオウティの宗教的使用に刑事免責を認めてきているが、州当局のいうこうした恐れは現実化していないのであり、それは杞憂にすぎないとする。<sup>(65)</sup>

2 Smith 判決の評価

(1) 学説による評価

Smith 判決の法廷意見に対する、オコーナーら四人の判事の厳しい批判については、今紹介した通りであるが、学説の評価も一般に批判的であり、一〇〇人を越える憲法学者が本判決の再弁論を求める申立てに名を連ねたとされる<sup>(67)</sup>。そこで、ここでは、この信教の自由の分野における指導的な学者の一人であるシカゴ大学のマッコネル (Michael W. McConnell) の、この判決に対する批判的検討を紹介することにした。

(2) マッコネルの批判

彼は、Smith 判決の直後に、「信教の自由の解釈論についての修正主義とスミス判決」<sup>(68)</sup>という論文を発表し、この判決に詳細な批判的検討を加えており、彼の批判は大きく四つの点に要約できる。

まず第一に、彼は Smith 判決に重大な手続上の弱点があることを指摘する。特にそれは、本件の審理に当たって、最高裁に信教の自由条項の解釈の再検討を求めた準備書面は一件も提出されていないという点に表れている<sup>(69)</sup>。通常、確立した先例を再検討する事件においては付加的な準備書面の提出などを求める慣行があり、この点が、再弁論を求める申立てにきわめて多くの憲法学者が署名することになった原因であるともいわれる<sup>(70)</sup>。

第二に、最高裁は信教の自由条項自体に十分な尊重を払っておらず、特にその条項の歴史を無視しているとする。マッコネルは、Smith 判決の下される少し前に、ハーバード・ロー・レビューに「信教の自由条項の起源と歴史的理解」<sup>(71)</sup>という長編の論文を掲載しており、その論文の中で彼は、信教の自由条項が一般法からの宗教的理由に基づく免除を要請しているという解釈は、憲法草案の起草者たちの意図に合致し、宗教的自由と制限された政府についての当時の一般的な理解とも一致すると結論している<sup>(72)</sup>。ここから、もし、最高裁がこの条項の歴史をたとえわずかでも調べたならば、必要不可欠の利益のテストが憲法の伝統と常識の双方に矛盾するなどと無造作に言う

ことはできないであろうと、Smith 判決を批判する。<sup>(73)</sup>

第三に、Smith 判決の先例の扱いは、議論を混乱させており、話にならないほどひどいとする。つまり、オコーナー同意意見も指摘していたように、同判決は先例を恣意的に操作しているという批判である。マッコネルは、ここでその恣意的な操作の例を列挙しているが、その一つとして、Smith 判決が Yoder 判決を「混成的な事件」としたことを挙げる。実は、Yoder 判決自体が、両親は非宗教的な理由に基づいて義務教育法に違反する権利をもつものではないとはっきりと述べていたのであり、それを混成的事件としたのは、単に本件と Yoder 事件を区別するためであつたのではないかと指摘する。<sup>(74)</sup>

第四に、彼は Smith 判決が結局のところ条項自体にも歴史にも先例にも基礎を置いていないことから、その理論的根拠についての慎重な検討と徹底した反論が必要であるとする。<sup>(75)</sup> 同判決の理論的根拠は、先に法廷意見の(d)として紹介した部分に集約的に現れているとして、これをそこに含まれる五つの主張、すなわち①宗教条項の下における宗派的な中立性の重要性を暗黙の内に否定する考え方、②信教の自由に基づく一般法からの免除は宗教に対する特別な優遇処置であり、一般に適用される法は必然的に中立的であるという発想、③信教の自由に基づく免除は憲法的変則であるという主張、④こうした免除についての判断は本質的に主観的なものであり、議会の仕事であるという主張、⑤Smith 判決法廷意見の最も重要なテーマである、個人の宗教的良心が法に優越することは法の支配に反するという考え方に分けて、それぞれについてかなり詳細な論駁を加えている。結論として、マッコネルは同判決に従えば、信教の自由はもはや優越的な自由ではなくるとし、少数派の宗教のための真実の中立性こそ、多数派の道徳と彼らの宗教的な前提を反映する単なる形式的な中立性に優先すると述べている。<sup>(76)</sup>

ただ、彼は Smith 判決以前の多くの判決が、厳密な意味では必要不可欠の利益テストを適用してこなかったこ

とを認める。しかし、最高裁がこのテストを無力な合理性の基準に変更することを支持するものは、先例の中には一つもないのであり、むしろ Smith 判決が行ったような極端な変更ではなく、最高裁は必要不可欠の利益テストをより現実的な基準に作り替えるべきであったと主張する。<sup>(77)</sup>

五 Lukumi Babalu Aye 判決と連邦議会の対応

1 Church of the Lukumi Babalu Aye v. City of Hialeah <sup>(82)</sup>

(1) 事件の概要

Smith 判決が、こころした厳しい批判を受ける中で、同判決の見直しがなされるかどうか、注目された事件が、Lukumi Babalu Aye 事件であった。この事件に登場する上告人は、その宗教儀式の主要な形式の一つとして、動物の生贄を行うサンテリア教 (the Santeria religion) の教会とその信徒達である。サンテリア教は、数十万人の Yoruba の人々が奴隷として東アフリカからキューバに渡った時に、彼らの伝統的宗教がローマ・カトリックの重要な要素を吸収して生まれたものとされる。生贄とされる動物達は、頸動脈を切って殺され、癒しや死の儀式の場合を除いて、儀式の後に調理され食物となる。<sup>(79)</sup>

同教会が一九八七年、被上告人であるヒールリー市に土地を借り、礼拝の施設等を建設する計画を発表した後に、同市議会は、フロリダ州動物虐待禁止法を組み込んだ、動物を不必要にまたは残虐に殺害した者を広く処罰し、また動物を生贄とした者を処罰することなどを規定したの四つの条例を制定した。そこで、上告人は、信教の自由に関する彼らの権利が侵害されるとして、宣言的判決、差止め命令および損害賠償を求める訴訟をフロリダ州南地区連

邦地裁に提起した。

同地裁は、公衆の健康に対する危険と動物の虐待を防止することに関する政府の必要不可欠の利益は、宗教儀式における生贄を条例により完全に禁止することを十分に正当化することなどを理由として、請求を棄却し、連邦控訴裁判所も上訴を棄却した。

(2) 判決の内容

ケネディ判事が、原判決を破棄する法廷意見(これに部分的にレーンキスト首席判事、ホワイト、ステイーヴンズ、スカリア、ソーター、およびトーマスの各判事が同意)を代表し、スカリア、ソーター、およびブラックマンの各判事が同意意見を書いている。意見は多岐に分かれているが、結論については全員一致の判決である。オコーナー判事が加わったブラックマン判事の同意意見については後に紹介する。

(a) ケネディ判事による法廷意見

ケネディは、Smith 判決を挙げて、信教の自由条項に関する最高裁の先例は、中立的でかつ一般に適用される法は、たとえ特定の宗教実践に負担を課するという付随的な効果を持ったとしても、必要不可欠な政府利益によって正当化される必要はないが、この中立的でかつ一般に適用されるという要件を欠く法の場合は必要不可欠な政府利益によって正当化され、かつ当該利益を促進するために限定的に規定されていなければならないとする。<sup>(80)</sup>

そこで、本件の条例が中立的かどうかについて検討を行い、条例の文言は注意深く動物の宗教的な殺害を禁止し、それ以外のほとんどすべての世俗的な殺害を除外していることなどを理由として、これを否定している。<sup>(81)</sup>次に、条例の一般適用性についても、これらの条例は宗教的信念によって動機づけられた行動にのみ向けられているとし

て、この点も否定する。<sup>(82)</sup>さらに、最初に述べた準則により、本件条例が必要不可欠な政府利益によって正当化されているか、またその利益のために限定的に規定されているかを検討し、いずれも認められないので違憲であると結論する。<sup>(83)</sup>

(b) ブラックマン判事の同意意見

ブラックマンは、本件条例が違憲無効であるとの法廷意見の結論には同意するものの、*Smith* 判決に依拠するその理由付けに対しては賛成できないとの立場から、同意意見を提出している(オコーナー判事もこれに加わる)。彼はまず、*Smith* 判決は個人の積極的な自由としての信教の自由の価値を無視し、信教の自由条項を一つの反差別原理としてしか扱っていない故に、誤った判決であると現在も考えていると述べた<sup>(84)</sup>上で、必要不可欠の利益テストに基づいて本件条例を検討し、違憲無効の結論を導いている。ここで、ブラックマンが指摘しているのは、本件は、地方議会が直接、宗教的实践に負担を課した希な事件であり、解決も容易であった。しかし、上告人が一般的に適用される動物虐待禁止法からの適用除外を求めたとすれば、解決困難な事案が提出されたことになったであろうという点である。すなわち、その場合には最高裁は、信教の自由条項が動物の虐待からの保護という目的を真摯に追求する、中立的で一般に適用される法律から宗教的理由に基づく例外を要求するのかという問題に、直面せざるを得ないからである。<sup>(85)</sup>その場合には、*Smith* 判決が型通り適用され、結論的には信教の自由の価値よりも動物愛護の価値の方が、憲法上重要であるかのような判断が下される可能性が高いのであり、彼は *Smith* 判決自体の見直しを強く求めたのである。

## 2 連邦議会の立法的対応

以上のように、最高裁は *Lukumi Babalu Aye* 事件において、全員一致の判決で教会側の主張を認め市条例を違憲無効としたものの、*Smith* 判決の示した新しい基準を適用した判断であり、法廷意見はその見直しに全くふれていない。こうした中で注目されるのが、連邦議会が一九九三年と九四年に制定した二つの制定法である。

### (1) 一九九三年信教の自由回復法 (Religious Freedom Restoration Act of 1993)<sup>(86)</sup>

上下両院の圧倒的多数で可決され、九三年一月一六日クリントン大統領の署名により成立したこの制定法は、まさしく *Smith* 判決によって否定された必要不可欠の利益テストを復活させ、同判決によって侵害された信教の自由を回復しようとするものである。同法は、①連邦議会の事実認識と立法目的の宣言(1000b 条)、②保護される信教の自由(1000b-1 条)、③用語の定義(1000b-2 条)、④適用(1000b-3 条)、⑤本法によって国教樹立禁止条項は何らの影響も受けないこと(1000b-4 条)の五条から構成されるが、その中心は①、②、④の各条項にある。

まず、①において、議会の事実認識として、宗教に対して中立的な法も、その実践の妨害を意図した法と同様に宗教の実践にとって負担となるのであり、政府は中立的な法による実質的な負担について「さわめて説得的な (compelling) 正当化をしなければならない (必要不可欠の利益テスト)」。 *Smith* 判決は、このテストを事実上消滅させてしまったが、同判決以前の判例準則であったこのテストは、信教の自由と競合する政府利益との適切な衡量のための使用可能な基準であるとした上で、これを回復し、政府がその宗教実践に実質的な負担を課している者に請求権または防御を与えることが本法の目的であるとす。次に②では、原則として、政府は一般的に適用される法によっても個人の宗教実践に実質的な負担を課してはならないとした上で、例外的にそれが許される場合の基準

(必要不可欠の利益テスト)を「政府は、ある者に負担を強いることが必要不可欠の政府利益を促進し、かつそれが当該利益を促進する最も制限的でない手段であることを立証した場合にのみ、その者の宗教実践に対して実質的な負担を課すことができる」(9項)と明確に定義している。さらに、④では、本法がすべての連邦法と州法、そしてそれらの執行にあたってなされるすべての法的処置に適用されることが確認されている。

同法の制定に関わったある論者によれば、この法律の特色は、すべての事件に適用される判例準則として必要不可欠の利益テストを回復し、とくに保護されるべき宗教実践のリストなどを掲げることなく、その具体的な適用のあり方を完全に裁判官に委ねたところ、すなわちその一般性にあるとされる。その意味で同法は、単なる制定法であるが、信教の自由条項の下で以前に存在していた権利を回復するものとして、憲法的な機能を果たすことを意図した制定法であるといわれるのである<sup>(88)</sup>。

また、同テストについては、Smith 判決以前において実際には、それが厳格な審査基準として文字通りには適用されてこなかったという点、そしてそれはこのテストにおける「負担」の要件を明確にせず、その存在を容易に認め過ぎてきたことにその一因があるのではないかという点は、既に指摘した(三の5 小結)。これらの点について、同じ論者によれば、同法が条文化したこのテストは Saibert および Yoder 判決の示した厳格なものであり、「必要不可欠の政府利益」による正当化に關しても、定義規定(1000p.1条9項、特に規制手段について「最も制限的でない手段であること」を要求する)により、政府規制が全体として必要不可欠の政府利益によって正当化されるだけでは不十分であり、宗教的理由による当該規制からの免除を認めないことが必要不可欠の利益によって正当化されねばならないとして、これをあくまで厳格に行うことを目指すものであるとされる<sup>(89)</sup>。その上で、むしろ同法は、このテストの適用のあり方についての反省を踏まえて、宗教実践に対して「実質的に負担を課すこと」

となるかどうかでテスト発動に絞りをかける考え方を採用しているとされ、「負担」<sup>(90)</sup>の要件の明確化とその重視が一つの特徴となっている。<sup>(91)</sup>

(2) 一九九四年アメリカン・インディアン信教の自由修正法(American Indian Religious Freedom Act of 1994)<sup>(92)</sup>  
昨年一〇月六日に成立したこの修正法は、一般に「アメリカン・インディアン信教の自由法」と呼ばれる連邦法に、新しい条項である第三条を付け加えるものであり、同条では、アメリカン・インディアンによる宗教目的での伝統的なペイオウティの使用、所持、輸送を連邦法と州法のいずれにおいても合法とし、それらの行為に基づく制裁や差別的扱いを、公共援助プログラムに基づく給付金の受給を含めて、すべて禁止している。<sup>(93)</sup>

下院報告書によれば、前記の九三年信教の自由回復法により回復された必要不可欠の利益テストが、果たしてインディアンによるペイオウティの宗教目的での使用に適切な法的保護を与えるかどうか不明なことから、本法が制定されたとされる。<sup>(94)</sup> 同法は、信教の自由回復法のような一般性を持つものではないが、Smith 判決の判示事項について、同判決を立法的に正面から否定するものとして注目されるのである。

## 六 結びにかえて

Smith 判決のオコーナー同意意見が述べていたように、多数派主義的な民主政治の過程の中でその意思を法制度の中になかなか表現できない、宗教的少数者の信教の自由を保障するためにこそ、修正一条の信教の自由条項は制定されたといわれる。こうした理念に添う形で、六〇年代には、Sherbert 判決によって、この領域に必要不可欠の利益テストが導入され、Smith 判決まで維持されてきたものの、失業保険に関する一連の判決と Yoder 判

決の例外を除いて、最高裁は宗教的少数者の信教の自由の主張に対して冷淡な傾向を示してきた。九〇年に下された *Smith* 判決は、最高裁のこうした傾向を判例準則のレベルで定式化したものと考えられる。しかし、その法廷意見は五人の裁判官が支持するのみで、他の四人の裁判官が真つ向から反対し、学説の多くも批判的であったことは、本文で述べた通りである。

さらに連邦議会による二つの制定法の制定は、必要不可欠の利益テストを新しい形で復活させようとするものであるが、これらの立法は、次の三つの点で注目される。第一に、九三年信教の自由回復法は *Smith* 判決の示した一般的な判例準則を、九四年信教の自由修正法は同判決の具体的対象であったベイオウティ使用についての判断を、それぞれ全面的に否定する法律であり、これらの立法は最高裁に対する議会の挑戦と言つてよいであろう。二つの制定法が、合衆国の統治システム特に司法審査制度のあり方に与える影響が注目される。第二に、信教の自由回復法の制定にあたっては、キリスト教、イスラム教、シーク教といった宗教団体から世俗的な人権団体まで、連邦議会の左派から右派までが一致して支持に回つたとされ、<sup>(95)</sup> こうした議会と世論の声に対して、定義し直された必要不可欠の利益テストの適用の問題を中心として、最高裁をはじめとする裁判所がどのように応えていくのか、*Smith* 判決の基本的な司法哲学が、立法に反映された多数者意思の尊重であっただけに、とりわけ興味深い。第三に、判例準則としての必要不可欠の利益テストの妥当性の問題として、同法は、*Smith* 判決以前にこのテストが厳格審査基準にふさわしい厳格さを失っていたことから、「負担」の要件を明確にすることなどを通してそれを回復することを目指しており、こうした議会の試みが成功するかどうかという点も重要であろう。

(1) 神戸地判一九九三・二・二三判タ八二三号一三四頁(原級留置処分についての本案判決)など。これに関しては、多くの文献がある

が、たとえば野坂泰司「公教育の宗教的中立性と信教の自由―神戸高専事件に即して―」立教法学三七号一頁(一九九二)、戸波江二「信教の自由と剣道受講義務」筑波法政一六号一頁(一九九三)、小林武「信教の自由と公教育の宗教的中立性―『エホバの証人』神戸市立高専剣道実技履修拒否事件をめぐって―」(一)(二)南山法学一七巻二号九一頁、三号一〇一頁(一九九三、九四)などを参照。なお、学会での報告後の昨年二月二三日、大阪高裁は「審判決を取り消し、原級留置・退学処分を取消す、きわめて注目すべき判決を下した(朝日新聞一九九四年二月二三日付)」。

- (2) *Minersville School Dist. v. Gobitis*, 310 U.S. 586 (1940).
- (3) *West Virginia State Board of Education v. Barnette*, 319 U.S. 624 (1943).
- (4) 98 U.S. 145 (1878).
- (5) *Id.* at 164.
- (6) *Id.* at 167.
- (7) 366 U.S. 599 (1961).
- (8) *Id.* at 605-6.
- (9) *Id.* at 607.
- (10) この「間接的な負担」の概念は、後に必要不可欠の利益テストの中で「実質的な負担」の考え方として重要な意味を持つこととなる。  
See GERALD GUNTHER, *CONSTITUTIONAL LAW* 1559 (12th ed. 1991); LAURENCE H. TRIBE, *AMERICAN CONSTITUTIONAL LAW* 1255, n28 (2d ed.1988).
- (11) 347 U.S. 398(1963).
- (12) *Id.* at 403. フロートンは「判決の後半部分」の「付随的な負担 (incidental burden)」を「実質的な侵害 (substantial infringement)」と評す(後述)。( *Id.* at 406, 407).
- (13) *Id.* at 404.
- (14) *Id.* at 406-9.
- (15) 450 U.S. 707 (1981).

- (16) 480 U.S. 136 (1987).
- (17) 489 U.S. 829 (1989).
- (18) *Id.* at 830.
- (19) *Id.* at 832-33.
- (20) 406 U.S.205 (1972). けれども、これは「瀧沢信彦「宗教的理由による義務教育拒否の憲法問題—Wisconsin vs. Yoder 事件判決の検討—」宗教法一三三頁—一頁（一九九四）参照。
- (21) 406 U.S. at 214-15.
- (22) *Id.* at 216-18.
- (23) *Id.* at 224.
- (24) See G. STONE, L. SEIDMAN, C. SUNSTEIN & M. TUSHNET, CONSTITUTIONAL LAW 1513-19 (2d ed.1991). カンバ、ハグの「テストが適用された」事件とは、同テストの第一段階で法規制が信教の自由に憲法上意味のある負担を課していないと裁判所が判断したために、次の段階の必要不可欠の政府利益による正当化の審査に至らなかった事件も含むこととする。
- (25) 401 U.S. 437 (1971).
- (26) *Id.* at 462.
- (27) 455 U.S. 252 (1982).
- (28) *Id.* at 257-58.
- (29) *Id.* at 259-60.
- (30) 461 U.S. 574 (1983).
- (31) *Id.* at 604.
- (32) 490 U.S. 680 (1989).
- (33) *Id.* at 699-700.
- (34) 493 U.S. 378 (1990).

- (35) *Id.* at 384-85, 392.
- (36) 476 U.S. 693 (1986).
- (37) *Id.* at 700.
- (38) *Id.* at 706-8. 本件の二つの争点のうち、信教の自由を根拠として、社会保障番号の提出拒否を理由とする被告入会人の社会保障上の給付の当局による拒否に対して、差止め命令が認められるかという争点については、これを否定するパーガーの相対多数意見に賛成したのはパウエルとレーンキストだけであった。ところが、実は既に当局は被告入会人の娘の社会保障番号を入手していたことが判明したこと、およびもう一つの争点である、信教の自由を根拠とする、(当局が入手していた)娘の社会保障番号の当局による使用などの差止め命令に關しては、これを否定する八名の裁判官による多数意見が形成されたことから、ブラックマンとステイヴィンズが最初の争点について本件を *moot* と考えたため、原判決破棄、差戻しの判決本文についての多数派が形成されたのであった。*Id.* at 712-16 (Blackmun, J., concurring in part.); *Id.* at 716-23 (Stevens, J., concurring in part and concurring in the result).
- (39) 485 U.S. 439 (1988).
- (40) *Id.* at 449.
- (41) *Id.* 450-51. 本判決は、五対三の判決である(ケネディは審理に加わっていない)。ブレナンの反対意見(マーシャル、ブラックマンが同調)は、多数意見も認めるように憲法上決定的なのは「禁止する」という言葉であり、この包括的な言葉は信教の自由条項による保障が行為を強制する政府の活動のみに向けられることを示すものではないとし、多数意見の「強制」の概念を厳しく批判し、本件についても厳格な審査が適切であるとす。*Id.* at 488-69 (Brennan, J., dissenting).
- (42) 475 U.S. 503 (1986). 本件については、大沢秀介「最近の判例—Goldman v Weinberger」【一九八八】アメリカ法一四三頁参照。
- (43) *Id.* at 507.
- (44) なお、ブレナン(マーシャルが同調)、ブラックマン、オコーナー(マーシャルが同調)の三人の判事が反対意見を提出している。オコーナーは、必要不可欠の利益テストが軍隊内部においても適当でない理由はないと主張し、ブレナンは、軍の決定に一定の敬意を払うべきだとしても問題の宗教実践がどのような形で軍事的利益を損なうのかについての説得力のある説明が最低限必要であるのにもかかわらず、それが示されていないとする。*Id.* at 530-32 (O'Connor, J., dissenting); *Id.* at 515-16 (Brennan, J., dissenting).

- (5) 482 U.S. 342 (1987).
- (6) *Id.* at 349.
- (7) *Id.* at 350. この判決にも、ブレナンの反対意見（マッシュナル、ブラックマン、スティーヴンスの各判事が同調）が付けられている。  
*Id.* at 354-68 (Brennan, J., dissenting).
- (8) *See, e.g.,* Michael W. McConnell, *Free Exercise Revisionism and the Smith Decision*, 57 U.CHI.L.REV. 1109, at 1127-28(1990).
- (9) 494 U.S. 872; 110 S.Ct. 1595 (1990).
- (10) *Id.* at 874-76.
- (11) *Id.* at 877-78.
- (12) *Id.* at 878-79.
- (13) *Id.* at 881-82.
- (14) *Id.* at 883-85.
- (15) *Id.* at 888.
- (16) *Id.* at 890.
- (17) *Id.* at 891 (O'Connor, J., concurring).
- (18) *Id.* at 892-94.
- (19) *Id.* at 896.
- (20) *Id.* at 899-901.
- (21) *Id.* at 901-2.
- (22) *Id.* at 902-3.
- (23) *Id.* at 907.
- (24) *Id.* at 909-11 (Blackmun, J., dissenting).
- (25) *Id.* at 917.

- (9) See, e.g., McConnell, *supra* note 48; *The Supreme Court, 1989 Term—Leading Cases*, 104 HARV.L.REV. 129, 199-209 (1990); James D.Gordon II, *Free Exercise on the Mountaintop*, 79 CALIF.L.REV. 91(1991); Kathleen M.Sullivan, *Religion and Liberal Democracy*, 59 U.CHIL.REV. 195, 215-19 (1992).
- (67) GUNTHER, *supra* note 10, 1584.
- (68) McConnell, *supra* note 48.
- (69) *Id.* at 1113.
- (70) GUNTHER, *supra* note 10, 1584.
- (71) Michael W. McConnell, *The Origins and Historical Understanding of Free Exercise of Religion*, 103 HARV.L.REV.1409(1990).
- (72) *Id.* at 1511-13.
- (73) McConnell, *supra* note 48, 1119.
- (74) *Id.* at 1120-21.
- (75) *Id.* at 1129.
- (76) *Id.* at 1153.
- (77) *Id.* at 1128. マッコンネル自身は、「現実的な基準」の一つとして、宗教実践を規制する法律は「もしそれが(a)他者の私的な権利を保護する、あるいは(b)公共の生活における利益と負担を衡平に分配することを確保する目的のために、最小限度の制約をもたらす手段である場合にのみ許される」とする試案を提案した(FIRST THINGS 30,34 (May 1990)) を紹介している。*Id.* at 1129. またコートンは、「行動を規制する内容中立的な法律が付随的に表現の自由を規制する効果をもつ場合の審査基準である O'Brien テストの採用を示唆すべし。」 Gordon, *supra* note 66, 105-6 and 109.
- (78) 113 S.Ct. 2217 (1993).
- (79) *Id.* at 2222.
- (80) *Id.* at 2226.
- (81) *Id.* at 2227-31.

- (32) *Id.* at 2231-33.
- (33) *Id.* at 2233-34.
- (34) *Id.* at 2250 (Blackmun, J., concurring).
- (35) *Id.* at 2251. なおソーター判事も同意意見の中で、Smith判決は、中立的な一般法が宗教的行為を付随的に規制する際の審査基準を示したものであり、宗教的行為の禁止を目的とする条項が問題となる本件に、同判決の示した準則を適用することは適切でないとした上で、同判決の先例としての権威に、とくに先例拘束原理との関係で疑問を投げかけている。*Id.* at 2240-50 (Souther, J., concurring).
- (36) Act of Nov. 16, 1993, Pub.L.No. 103-141, 107 Stat.1488, 42 U.S.C. §§ 2000bb to 2000bb-4 (Supp. V 1993).
- (37) Douglas Laycock & Oliver S. Thomas, *Interpreting the Religious Freedom Restoration Act*, 73 *TEX.L.REV.* 209, 210 (1994). なお同誌10月号は、*See also*, Scott C. Idleman, *The Religious Freedom Restoration Act: Pushing the Limits of Legislative Power*, 73 *TEX.L.REV.* 247 (1994).
- (38) *Id.* at 218-20.
- (39) *Id.* at 222-24.
- (40) *Id.* at 228. 下院報告書では、これを「宗教実践に実質的かつ外的な影響を持つすべての政府行為」と定義しており (HOUSE COMM. ON THE JUDICIARY, RELIGIOUS FREEDOM RESTORATION ACT OF 1993, H.R.REP.NO.88,103d Cong.,1stSess. 6 (1993))、この定義によれば、Roy事件(抱恨された影響は量的ではなく超自然的なものであった)の上告人には、実質的な負担が課されなかったことになるという。*Id.* at 229-30.
- (41) Act of Oct. 6, 1994, Pub.L.No. 103-344, 108 Stat. 3125.
- (42) Act of Aug. 11, 1978 (42 U.S.C.1966).
- (43) Sec. 3 (b)(1), Act of Oct. 6,1994.
- (44) HOUSE COMMON NATURAL RESOURCES, AMERICAN INDIAN RELIGIOUS FREEDOM ACT. AMENDMENTS OF 1994, H.R.REP.NO. 675, 103d Cong., 2d Sess. 6-8(1994). なお、この制定法より詳細な検討は、紙幅の関係もあり、別の機会に譲ることとした。
- (45) Laycock & Thomas, *supra* note 87, 210-11.